

群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告第250集

# 下芝五反田遺跡

——奈良平安時代以降編——

北陸新幹線地域埋蔵文化財  
発掘調査報告書第6集

《第2分冊》

1999

群馬県教育委員会  
財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団  
日本鉄道建設公団



群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告第250集

しも しば ご たん だ い せき  
下 芝 五 反 田 遺 跡

——奈良平安時代以降編——

北陸新幹線地域埋蔵文化財  
発掘調査報告書第6集

《第2分冊》

1999

群馬県教育委員会  
財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団  
日本鉄道建設公団



# 目 次

## 第1分冊

口 絵

序

例 言

凡 例

目 次

挿図目次、表目次、図版目次

### I 発掘調査の経過

1. 発掘調査の経過…………… 2

### II 調査の方法

1. 基本層序…………… 4  
2. 調査区の設定…………… 6

### III 周辺の環境

1. 地理的環境…………… 8  
2. 歴史的環境……………10

### IV 検出した遺構・遺物

1. 概 要……………14  
2. 住 居……………18  
3. 建 物 ……262  
4. 井 戸 ……270  
5. 土 坑 ……272  
6. 溝 ……300  
7. 水 田 ……319  
8. 石葺遺構 ……324  
9. 遺構外出土遺物 ……328  
発掘調査報告書抄録 ……352

## 第2分冊

### V 考 察

1. 出土土器の変遷 神谷佳明……353  
2. 出土施釉陶器について 神谷佳明……369  
3. 遺構について 神谷佳明……386  
4. 下芝五反田遺跡出土の墨書・  
刻書・土器について 高島英之……393  
5. 下芝五反田遺跡出土の銅印  
と日本古代の私印 高島英之……401  
6. 下芝五反田遺跡出土鏡像について  
中野政樹……423

### VI 科学分析

1. 群馬県下芝五反田遺跡出土の  
和鏡・銅印・和同開珎に対する科学的調査  
村上 隆 ……425

## 第3分冊

遺物観察表

## 第4分冊

図 版



## V 考 察

### 1. 出土土器の変遷

#### 1. はじめに

下芝五反田遺跡の奈良・平安時代以降からは、160,000点の遺物が出土している。出土した遺物は、大部分が奈良・平安時代の住居・土坑などの遺構からとⅢ（As-B）層下水田耕作土からで、その種類は土師器、黒色土器、須恵器、施釉陶器など土器・陶器類である。土器・陶器類は、ほとんど8世紀から11世紀にかけてのものである。これらの土器・陶器類は、Ⅲ（As-B）層下水田の耕作によって一部帰属すべき遺構から離れて水田耕作土から出土しているが、大多数が住居に共存する遺物である。そしてこれらの土器・陶器類は、その形態などで分類が可能である。そして先学の研究成果や分類により土器の変遷を追うことが可能である。

#### 2. 分類

下芝五反田遺跡から出土した土器・陶器は、土師器・黒色土器・須恵器・緑釉陶器・灰釉陶器などがある。土師器は、杯・壺・台付壺などが出土しているがその中でも壺が多くを占めている。黒色土器は、碗・皿が出土しているが全体の中でも数量的に多くない。須恵器は、杯・碗・長頸壺・短頸壺・甕・羽釜・壺など他器種が出土しており土器全体の過半数を占めている。そしてその中でも碗が圧倒的な比率である。灰釉陶器は、東海地方でのこうした各種類の各器種は、一部遺構外出土遺物の項で提示したようにその形態によって細分が可能である。分類は、各住居から普遍的に出土している土師器杯・壺、須恵器杯・碗・羽釜を中心に行った。

#### 土師器 杯

土師器杯は、大別すると律令の土器の影響を受けた形態と系譜が不明確で器高が高く整形の雑な形態の二形態に分類できる。前者を土師器杯A、土師器

B、後者を土師器杯Cとする。

#### 土師器杯A

杯Aは、平底形態で平城宮土器分類（以下平城宮分類と略す）A形態の系譜の形態である。下芝五反田遺跡では、出土量自体が少量であるが、出土した個体のなかでもその形態の差でa、b、cの3分類が可能である。

A-a 代表的な個体として17号住居-1、89号住居-1、遺構外出土遺物（以後Gと省略する）-1～3がある。

成・整形は、丁寧で口縁部の上位・上半は、横ナデで中位以下・下半は2段から3段の横方向のヘラ削りである。多くの個体では、内面に暗文が施されている。

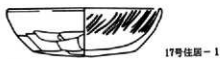
A-b 代表的な個体として22号住居-1、151号住居-1、150号住居3～5、84号住居-1がある。

A-bは、A-aに比べて器厚がやや厚く、口縁部下半のヘラ削りが粗い。

A-c 代表的な個体として11号住居-2、150号住居-1、80号住居-1～3がある。

A-cは、器高がやや低い形態で、整形は口縁部上半が横ナデで下半はナデだけの雑な整形である。

A-a



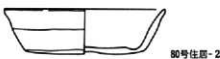
17号住居-1

A-b



151号住居-1

A-c



80号住居-2

第572図 土師器杯A分類図

## V 考 察

### 土師器杯B

杯Bは、丸底形態の平城宮分類C形態の系譜の形態である。下芝五反田遺跡では、杯Aよりさらに出土量自体が少量であるが、出土した個体のなかでもその形態の差でさらにa、bの2分類が可能である。B-a 代表的な個体として9号住居-21（混入品）、17号住居-2がある。

B-aは、A-aと同様に成整形が丁寧で内面には暗文が施されている。

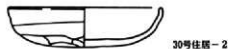
B-b 代表的な個体として30号住居1・2がある。

B-bは、A-cと同様に器高がやや低い形態で、整形は口縁部上半が横ナデで下半はナデだけの雑な整形である。

B-a



B-b



第573図 土師器杯B分類図

### 土師器杯C

杯Cは、器厚が比較的厚く、成・整形が雑で多くの個体で口縁部に輪積痕が残る。整形は、口唇部または口縁部上半が横ナデで下半が横方向のヘラ削りかナデだけの整形である。ヘラ削りが施される個体でも口縁部上半の横ナデの間にナデだけの部分が残存する。底部は、大部分の個体で全面にヘラ削りが施されているが一部中ほどに砂底が残存する個体がある。

形態は、口縁部は直線的に開くが成形時の輪積が強いと僅かな凹となって残る。底部は、平底か平底気味である。

杯Cは、大別するとa、bの2形態に細分できる。C-a 杯Cの中でも大半を占めており、代表される個体として6号住居-1、1号住居1~9、8号住居2~7がある。

C-aは、口縁部の上位が横ナデであるが下位の

ヘラ削りが施される個体とナデだけの個体がある。

形態は、口縁部が口縁部からそのまま直線的に開く形態と端部で折れ曲がり直立気味に立ち上がる形態がある。

C-b 代表的な個体として8号住居-1がある。

C-bは、C-aに比べて口縁部がそれほど開かない形態である。

C-a



C-b



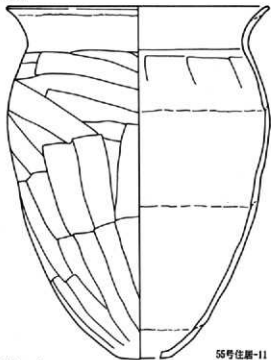
第574図 土師器杯C分類図

### 土師器 甕

土師器甕は、一般に「コ」の字状口縁甕、武蔵甕と呼ばれる形態の甕と「土釜」が主体である。「コ」の字状口縁甕は、その前段階の「く」の字状口縁の甕Aから出現している。そして「く」の字状口縁からやや「コ」の字状口縁への変化し、「コ」の字状口縁の甕Bの完成期に移る。「コ」の字状口縁は、次に甕全体の器厚が前段階よりやや厚くなり、そして成形が雑になっていく。そして群馬県では、「土釜」と呼ばれる甕C形態の甕へ変化している。下芝五反田遺跡でもこうした県内の土師器甕の様相がそのまま表れている。

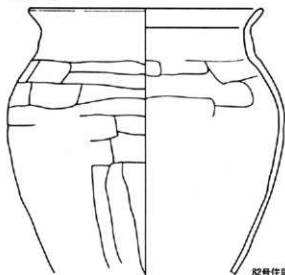


窠A



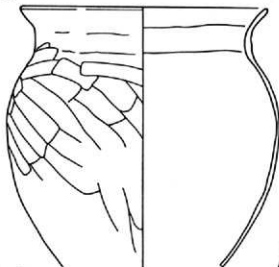
55号住居-11

窠B-3



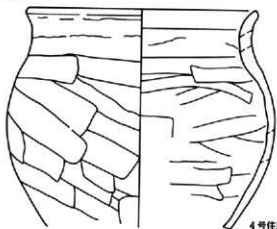
82号住居-2

窠B-1



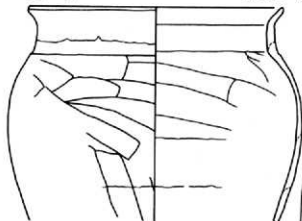
157号住居-9

窠C-1



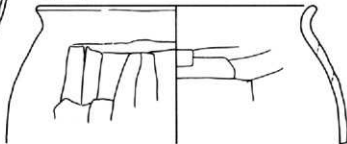
4号住居-9

窠B-2

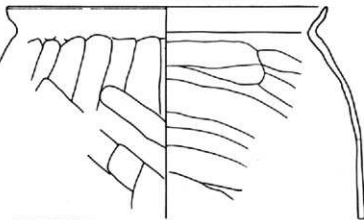


117号住居-6

窠C-2



窠C-3



109号住居-10

第575图 土器甕分類图

106号住居-6

## V 考 察

### 須恵器 杯

須恵器杯は、22号住居-6に有台杯があるがその他はすべて無台である。形態は、口縁部が直線的に開く杯A、口縁部上半で外反する杯B、口縁部下半から丸みをもって開く杯C、皿状の器高の低い杯Dに区分できる。

#### 有台杯



22号住居-6

#### 杯A



32号住居-3



21号住居-4

#### 杯B



40号住居-14



40号住居-16

#### 杯C



6号住居-4

#### 杯D



78号住居-2

第576図 須恵器杯分類図

### 須恵器 椀

須恵器椀は、高台の付かない無台と高台の付く有台の2形態があるが、ともにに椀身の形態は同様である。形態は、口縁部が直線的に開く椀A、口縁部上半で外反する椀B、口縁部が全体的に外反する椀C、口縁部下半から丸みをもって開く椀Dに区分できる。

#### 無台椀A



39号住居-4

#### 無台椀B



84号住居-6

#### 無台椀C



1号住居-11

#### 無台椀D



67号住居-2

#### 有台椀A



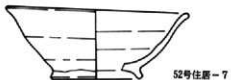
56号住居-4

#### 有台椀B



84号住居-9

#### 有台椀C



52号住居-7

#### 有台椀D



52号住居-16

第577図 須恵器椀分類図

## 須恵器 羽釜

須恵器羽釜は、口縁部や胴部の形態、鈿の機能の面などから3分類が可能である。

## 羽釜 A

口縁部が内傾し、胴部が大きく膨らみ胴部最大径が鈿径より大きい形態である。下芝五反田遺跡では、羽釜のなかでも高い比率を占めている。

## 羽釜 B

口縁部が直立または僅かに内傾する程度で最大径は鈿にある形態。下芝五反田遺跡出土の羽釜の中にしめる比率は少ない。

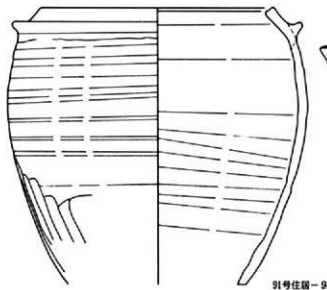
## 羽釜 C

器高に対して口径が大きくなる。口縁部は、僅かに内傾、内湾し、最大径は鈿にあるが鈿は小型化し形骸化している形態。羽釜Cは、出土量自体は僅かである。

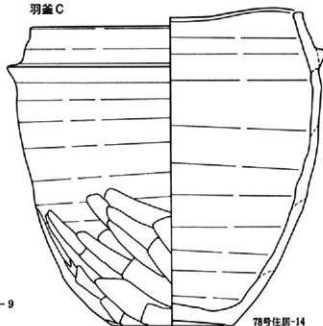
## 羽釜 D

小型の釜状の形態。下芝五反田遺跡では、36号住居-12に代表されるが、出土量自体は僅かである。成・整形は、輪積痕の幅も広く胴部外面や鈿の整形も雑である。

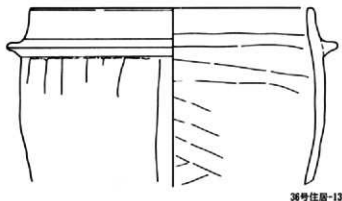
羽釜 A



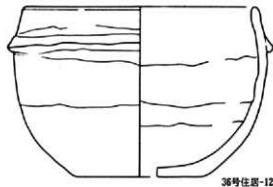
羽釜 C



羽釜 B



羽釜 D



第578図 須恵器羽釜分類図

## 3. 変遷

前項の土器の分類を基に住居から出土した土器を中心にその変遷を行った。その結果、下芝五反田遺跡の住居から出土した土器では、11期に区分ができる。そして遺構外から出土している土器の中には、住居出土の土器の様相より古い様相を呈している個体が見られることからそれらを0期とし、全体では12期の変遷を見ることができた。0期・1期から10期の土器の様相は、次のとおりである。

## 0 期

住居は、存在しないが遺構外出土遺物に1期より古い形態を示す土器が若干出土している。その代表的な個体として土師器杯A-aのG-2・3と皿状を呈する土師器杯のG-14と須恵器杯のG-39がある。

## 1 期

22号住居、116号住居、151号住居の出土土器が該当する。1期では、土師器杯・甕、須恵器杯蓋身などの種類・器種が出土している。1期に該当する住居は、3軒と少なくそのうち2軒は他住居との重複で残存状態が悪いため残存する遺物も僅かでも納得できる。しかし、単独で検出された151号住居でも出土した遺物が少ないことから移転先の住居へ使用していた土器を持って移動したと考えられる。

土師器杯は、杯A形態で口縁部の上半が横ナデ、下半がヘラ削りで底部もヘラ削りが施されている。甕は、口縁部の形態がやや歪んでいるが胴部上位の整形はまだ斜め方向のヘラ削りが施されていることから「く」の字口縁の甕Aを呈する甕である。須恵器杯は、底径/口径比が57と大きく器高も高い形態である。そして口縁部が欠損しているが、22号住居-6のような高台付杯が見られる。

## 2 期

21号住居、30号住居、32号住居、55号住居の出土土器が該当する。2期では、土師器杯・甕、須恵器杯蓋身・短頸壺・横瓶・甕などの種類・器種が出土している。土師器杯は、1期の個体が口縁部上半が横ナデで下半にヘラ削りが施されているのに対して

口縁部の横ナデとヘラ削りの間や口縁部下半がナデだけの雑な整形へと変化している。土師器甕は、まだ「く」の字状の甕Aを呈しているが、個体によっては口縁部上半の外反が大きくなり「コ」の字状の様相が窺える甕B形態に近い個体も見られる。須恵器は、1期の個体が少ないため比較しにくいだが22号住居-6に見られるような底径の広い盤状の個体が消滅している。

## 3 期

16号住居、39号住居の出土土器が該当する。3期は、土師器杯・甕、須恵器杯蓋身・椀・長頸壺・甕などの種類・器種が出土している。3期に該当する住居は、2軒と発掘調査を行った範囲でもっとも少ない時期である。

土師器杯は、他時期の個体が混入したか伝世した個体と考えられる。土師器甕は、「く」の字状口縁の甕A形態であるが、一部に「コ」の字状口縁の甕Bの様相が窺える。須恵器杯身は、杯Aであるが2期より口縁部下半に丸みを持つ個体が見られる。

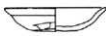
## 4 期

11号住居、17号住居、18号住居、40号住居、53号住居、85号住居、89号住居、150号住居、157号住居、160号住居の出土土器に代表される。4期は、土師器杯・甕台付甕、須恵器杯蓋身・椀・皿・長頸壺・短頸壺・甕などの種類・器種が出土している。なお、18号住居や150号住居では、灰釉陶器が出土しているが4期に共存する形態ではなく後世のものが混入したと考えられる。

土師器杯A-cは、前期以上に口縁部下半の整形を省略した個体が出現する。なお、17号住居や89号住居の土師器杯は、過去個体の混入品か伝世品である。土師器甕は、「く」の字状口縁の甕Aが姿を消し、「コ」の字状口縁の甕Bに近い形態を示す。須恵器杯は、口縁部上位が若干外反する杯B形態の個体が出現する。また、灰釉陶器の影響よると見られる皿が出現する。

0 期

土師器杯



須恵器杯



1 期

土師器杯



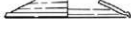
須恵器杯蓋



須恵器杯



土師器甕



2 期

土師器杯



須恵器杯蓋



須恵器無台杯



須恵器短頸甕



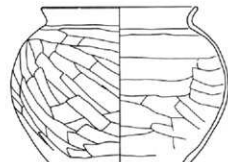
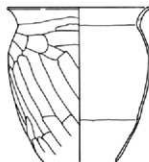
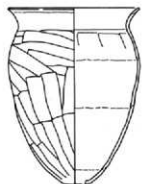
須恵器有台杯



須恵器甕



土師器甕



3 期

土師器杯



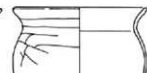
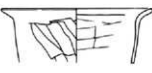
須恵器杯蓋



須恵器杯



土師器甕

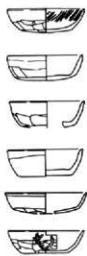


第579図 土器変遷図(1)

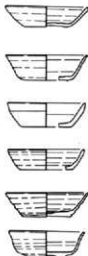
V 考 察

4 期

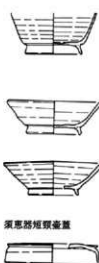
土師器杯



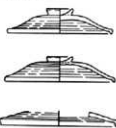
須惠器杯



須惠器椀



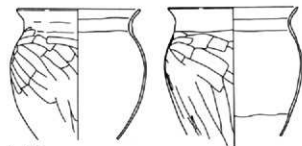
須惠器杯蓋



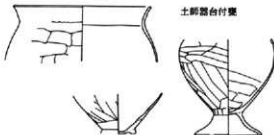
須惠器短頸壺蓋



土師器甕



土師器台付甕

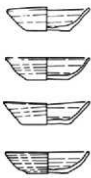


5 期

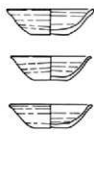
土師器杯



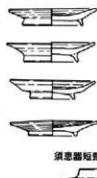
須惠器杯



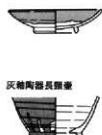
須惠器椀



須惠器皿



灰輪陶器椀



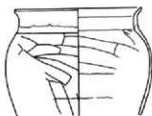
灰輪陶器長頸壺



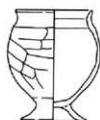
須惠器短頸壺



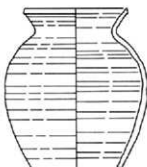
土師器甕



土師器台付甕



須惠器甕



第580図 土器変遷図(2)

## 1. 出土土器の変遷

### 5 期

2号住居、10号住居、44号住居、63号住居、80号住居、84号住居、117号住居、149号住居の出土土器に代表される。5期は、土師器杯・甕・台付甕、須恵器杯・碗・皿・長頸壺・短頸壺・甕、灰軸陶器碗・皿などの種類・器種が出土している。

土師器杯A-cは、前期以上に口縁部の整形が雑である。また、5期より杯Cが出現する。土師器甕は、頸部が直立する「コ」の字状口縁の甕Bの完成段階である。須恵器杯・碗は、口縁部下半がやや丸

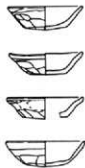
みを持ち、口唇部が外反する杯B・碗Bが多くなる。有台碗の高台は、比較的丁寧な整形を呈す形態である。5期に共存する灰軸陶器は、光が丘1号窯式期のものである。

### 6 期

6号住居、20号住居、31号住居、82号住居、83号住居、101号住居、147号住居、148号住居の出土土器に代表される。5期は、土師器杯・甕、須恵器杯・碗・皿・長頸壺・甕、灰軸陶器碗・皿・長頸壺などの種類・器種が出土している。

### 6 期

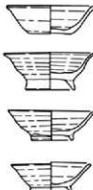
土師器杯



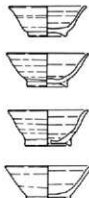
黒色土器碗



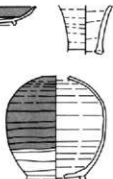
須恵器碗



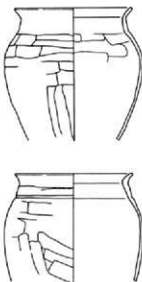
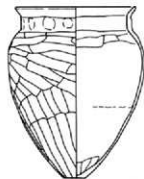
灰軸陶器皿



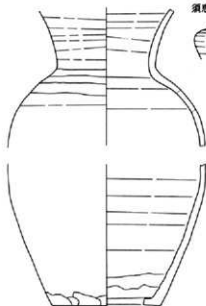
灰軸陶器長頸壺



土師器甕



須恵器甕



須恵器短頸壺



須恵器短頸壺



第581図 土器変遷図(3)

## V 考 察

土師器杯は、杯A形態が消滅し、杯C形態だけになる。土師器壺Bは、前期の器厚が非常に薄い成形からやや厚くなり、頸部がやや内側に傾く形態になる。須恵器杯・碗は、器厚がやや厚くなり整形も雑になる。杯は、碗に比べて数量的に少なくなり口縁部下半の丸みが強くなる。碗は、口縁部下半が比較的直線的で口縁部の外反が大きくなる碗Cが出現する。この碗や、高台の整形が5期に比べて雑になり一部焼し焼成による。6期に共存する灰軸陶器は、光が丘1号窯式期のものである。

### 7 期

1号住居、9号住居、38号住居、69号住居、91号住居、143号住居、159号住居の出土土器に代表される。5期は、土師器杯・壺、須恵器杯・碗・皿・羽釜・壺、灰軸陶器碗・皿などの種類・器種が出土している。

土師器杯Cは、口縁部下半のヘラ削りが施されずナゲ整形だけの個体が見られる。土師器壺Bは、6期より器厚が厚くなり口縁部の「コ」の字状形態が不明瞭になる。須恵器杯・碗は、焼成が還元焰焼成のものより酸火焼成によるものが多くなる。そして煮沸具に6期までの土師器壺に加えて須恵器羽釜が出現する。7期に共存する灰軸陶器は、大原2号窯式期のものである。

### 8 期

42号住居、52号住居、70号住居、95号住居、120号住居、146号住居、156号住居の出土土器に代表される。8期は、土師器杯・壺、黒色土器碗、須恵器杯・碗・羽釜・壺、灰軸陶器碗・皿・長頸壺などの種類・器種が出土している。

土師器は、杯Cと壺Bが僅かに出土している。壺Bは、口縁部の「コ」の字状が形骸化し、口縁部が短くなる。須恵器杯・碗は、7期以上に還元焰焼成の比率が少なく大部分が酸火焼成である。

8期に共存する灰軸陶器は、大原2号窯式期である。

### 9 期

8号住居、12号住居、23号住居、36号住居、41号住居、58号住居、60号住居、86号住居、108号住居の

出土土器に代表される。9期は、土師器杯・碗・壺、黒色土器碗、須恵器杯・碗・羽釜・壺、灰軸陶器碗・皿などの種類・器種が出土している。

土師器は、8号住居で杯が多少出土しているが、全体の中では占める比率が非常に少なくなる。壺は、B形態が消滅し、C形態だけになる。C形態は、今まで胴部上位に施されていた横方向のヘラ削りがなくなり縦方向だけのヘラ削りが施されている。須恵器杯・碗は、杯Cや杯Dの比率が高くなり、高台の高い高足高台をもつ個体が出現する。

9期に共存する灰軸陶器は、虎渓山1号窯式期である。

### 10 期

78号住居、79号住居、109号住居の出土土器が該当する。10期は、土師器壺、黒色土器碗、須恵器杯・碗・皿・羽釜、灰軸陶器碗などの種類・器種が出土している。

土師器壺Cは、9期以上に口縁部が短くなり、やや外反する形態も出現する。須恵器杯は、法量が委縮しやや小型化する。須恵器皿は、無台の個体が見られる。羽釜は、AとBが併存するが前期より羽釜の中でBの占める比率が高い。

10期に共存する灰軸陶器は、虎渓山1号窯式期のものである。

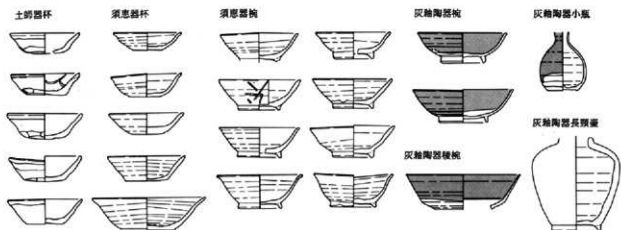
### 11 期

49号住居、105号住居の出土土器が該当する。11期は、土師器碗・壺、須恵器杯・碗・皿・短頸壺・羽釜などの種類・器種が出土しているが、全体的に土器の出土量が減少している。

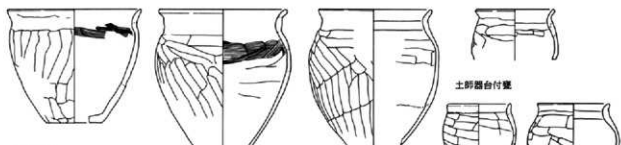
土師器壺Cは、10期よりさらに成・整形が雑になる。須恵器羽釜は、羽釜C形態になり、土師器壺と同様に成・整形が雑になり、胴部上位の膨らみがなくなる。



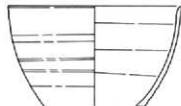
7 期



土師器壺



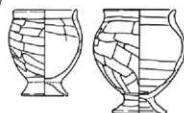
須恵器鉢



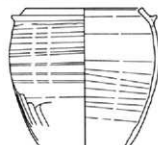
須恵器壺



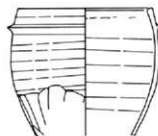
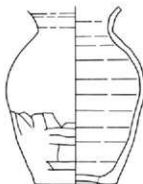
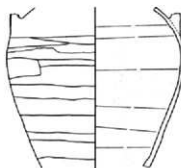
土師器台付壺



須恵器羽釜



須恵器双耳壺



第582図 土器変遷図(4)

V 考 察

8 期

土師器杯



須恵器杯



須恵器椀



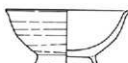
灰輪陶器椀



黒色土器椀



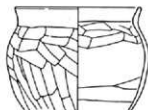
土師器鉢



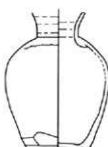
灰輪陶器段皿



土師器甕



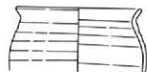
須恵器長頸壺



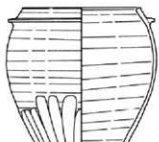
灰輪陶器長頸壺



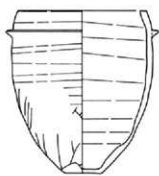
須恵器甕



須恵器明釜

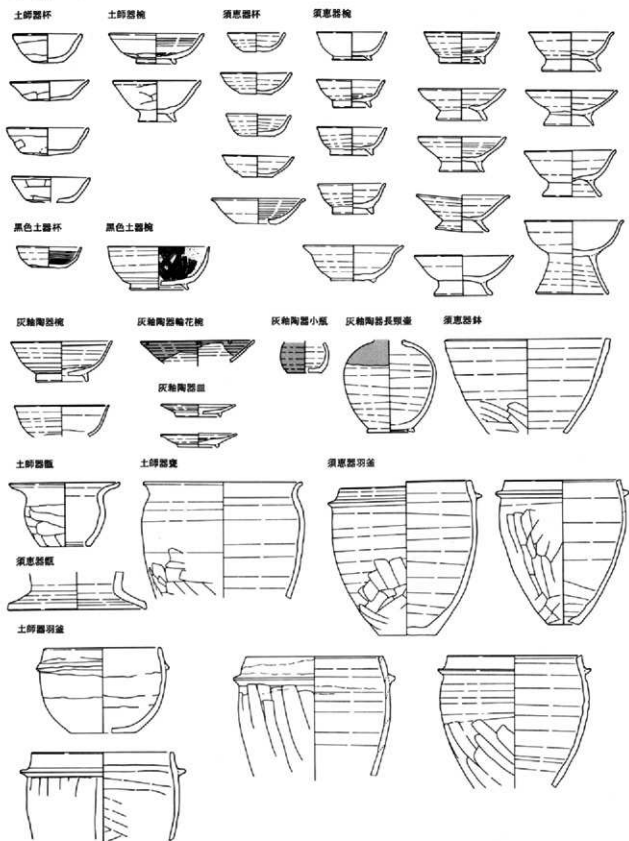


須恵器甕



第583図 土器変遷図(5)

9 期



第584図 土器変遷図(6)

V 考 察

10 期

黑色土器碗



須惠器杯



須惠器碗



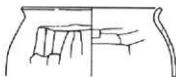
灰釉陶器碗



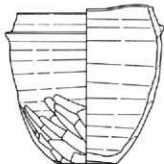
須惠器皿



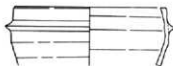
土師器甕



須惠器羽釜



須惠器鉢



11 期

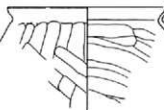
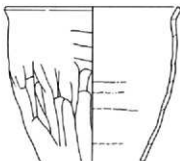
土師器碗



須惠器杯



土師器甕



須惠器羽釜



第585圖 土器変遷図(7)

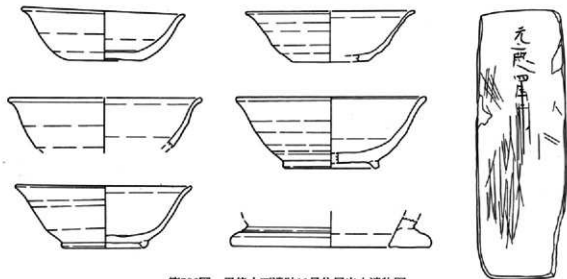
## 4. 年代について

下芝五反田遺跡から出土した土器は、前述のように12期の変遷が確認されたが、それぞれの各期の実年代についてはそれを示す材料を遺跡内から提示できる資料は出土していない。しかし、県内では、ここ20年来多くの研究者によって編年研究が行われ奈良・平安時代の土器についての年代は詳細な点での多少の違いは見られるが大きな違いはなくなっている状態である。そして1994年に刊行された「黒熊中西遺跡」の10号住居から県内では初めて記念銘が刻書された砥石が出土している。この砥石からは、「元慶四年」の年代を読みとることができている。そしてこの砥石と共伴して出土した土器は、煮沸具が須恵器甕の底部片だけであるが須恵器杯・碗の供養具が出土しておりこれらの杯・碗の形態は、9世紀第4四半期の指標になりえる形態である。こうした指標となりえる土器群や先学の研究成果は、この他に県内では、第6表に提示したような事例が見られる。この表に提示した1～4と9については下芝五反田遺跡では該当する土器群の出土は確認されていない。

また、この他に出土位置や状態に検討を加味しないと問題が生じるが年代を考えるうえで参考になる資料として灰軸陶器がある。灰軸陶器の年代観については、今まで先学の中でいろいろと論争が行われ

てきたが1994年に行われた「古代の土器研究—律令的土器様相の西・東3シンポジウム—」で一応の決着が付けられている。こうした先学の研究成果や灰軸陶器の年代観を引用して下芝五反田遺跡出土土器変遷に年代を与えると次のようになる。

1期は、出土土器量が少なく不明確な点もあるが8世紀第3四半期。2期は、1期と同様な状態ではあるが8世紀第4四半期。3期は、1期・2期と同様な状態ではあるが9世紀第1四半期。4期は、土師器甕が甕Bの完成形態の前段階に位置づけられることから9世紀第2四半期。5期は、土師器甕の形態が甕Bのなかでももっとも完成されている段階であることから9世紀第3四半期。6期は、須恵器杯・碗が黒熊中西遺跡10号住居の形態と同様な個体が多く見られることから9世紀第4四半期。9期は、この時期より灰軸陶器に虎渓山1号窯式期が出現することから灰軸陶器の年代観を援用すれば10世紀第3四半期に比定される。このことから7期は10世紀第1四半期、8期は10世紀第2四半期に比定される。なお、10期、11期の年代については、明確な根拠を提示することはできないが、10期に共伴する灰軸陶器が虎渓山1号窯式期であることから10世紀第4四半期に比定できる。11期については、この期も出土土器量が少ないため1期から3期以上に不明確であるが概ね11世紀前葉に比定される。



第586図 黒熊中西遺跡10号住居出土遺物図

## V 考 察

第6表 群馬県で年代根拠とされている遺物

	遺跡・遺構名	年代的根拠	想定される遺物の年代
1	国分寺中間地域J区14号住居出土遺物	飛鳥Ⅰ～Ⅱ段階（7世紀第2四半期）の機内産暗文土師器杯C1が共伴	7世紀第2四半期
2	国分寺中間地域I区58号住居出土遺物	飛鳥Ⅲ段階（7世紀第3四半世紀）の機内産暗文土師器杯CⅡが共伴	7世紀第3四半期
3	荒砥天宮遺跡B区6号住居出土遺物	飛鳥Ⅴ～Ⅵ段階（7世紀末～8世紀第1四半期）の機内産暗文土師器杯A1が共伴	7世紀末
4	国分寺中間地域I区211号住居出土遺物	平城Ⅱ段階（8世紀第2四半期）の機内産暗文杯A1が共伴	8世紀第2四半期
5	山形原発見遺物	国分寺創建瓦と平橋	8世紀第2四半期～第3四半期
6	愛宕山遺跡4号住居出土遺物	万年通宝（760年）が共伴	8世紀末～9世紀第1四半期
7	龍音山古墳周溝内土坑出土遺物	貞観永宝（870年）・寛平大宝（890年初）が共伴	9世紀末～10世紀第1四半期
8	黒熊中西遺跡10号住居出土遺物	「元慶四年」（880年）鈔の刻された磁石が共伴	9世紀第4四半期
9	烏羽遺跡B区332号土坑出土遺物	土坑覆土層に茂閑B磁石（1108年降下）の純埋積がある	11世紀末～12世紀初頭

「出土した古代の土器—展示レポート」（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団1997より引用

### 5. おわりに

下芝五反田遺跡から出土した土器群は、灰釉陶器が多量に出土しているがその他の土器群は特に特異な様相を示すようなことはなかった。そして周辺の集落遺跡と比較しても同様な様相が見られる。こうした土器群の状況からみると下芝五反田遺跡の奈良～平安時代前半期に存在した集落は一般的な農耕集落であると言える。

そして出土した土器群についての変遷・年代については以上のように概ね明らかにすることができた。こうした成果をもとにして遺跡地での遺構の変遷を明らかにし、集落の発生から消滅、そして水田の開田へと移り変わる土地利用について事項で明らかにでき、地域の社会情勢の変化の解明につながると思われる。

#### 参考文献

- 1987 井上唯雄 「群馬県下の歴史時代の土器」『群馬県史研究』大8号
- 1981 田辺昭三 「須恵器大成」角川書店
- 中沢 哲 「出土土器の分類と編年」『清里陣場遺跡』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 1983 綿貫綾子 「出土土器の分類と編年」『有馬桑里遺跡』茨川市教育委員会
- 1984 坂口一・三浦京子 「中尾遺跡（遺物編）」（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 小島敦子 「賀茂遺跡出土の平安時代の土器について」『賀茂遺跡』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 唐沢保之 「奈良・平安時代の土器の分類」『賀茂窪地遺跡群』第1巻（芳賀窪地東部窪地遺跡1）前橋市教育委員会
- 1986 坂口一・三浦京子 「奈良・平安時代の土器の編年—住居の重複と供伴関係による土器型式組列の検討—」『群馬県史研究』第24号
- 小林敏夫 「出土土器の編年」『大久保A遺跡』吉岡村教育委員会
- 外山政子 「平安時代の土器について」『下佐野遺跡II地区』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 1987 三浦京子 「土器出土について」『下東西遺跡』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 松岡正信 「土器の分類と時間設定」『上野国分寺・尾中中間地域』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 1988 中沢哲・坂田陽一 「奈良時代の須恵器について」『研究紀要』5（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 綿貫邦男 「成果と課題—各段階の土器様相—」『烏羽遺跡1・J・K区』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 徳江秀夫 「出土土器の検討」『荒砥天宮遺跡』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 唐沢保之・前原照子 「土器の分類」『芳賀窪地東部窪地遺跡II』前橋市教育委員会
- 三浦京子 「出土土器の分類」『山形原上平遺跡』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 1989 徳江秀夫 「出土土器について」『荒砥洗橋遺跡・荒砥宮西遺跡』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 1991 松岡正信 「7世紀代以降の土師器の編年とその要因について—群馬県地域を中心として—」『群馬考古学手帳』Vol.2 群馬土器協会
- 1992 綿貫邦男 「群馬県における歴史時代の土器について—年代基準資料の現状—」『群馬考古学手帳』Vol.3 群馬土器協会
- 1994 神谷佳明 「出土土器について」『二之宮谷地遺跡』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 1994 神谷佳明 「出土土器について」『黒熊中西遺跡（2）』（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 1996 高島英之 「群馬県吉井町黒熊中西遺跡出土元慶四年銘磁石をめぐって」『樹木史学』10号1996年

## 2. 出土施釉陶器について

下芝五反田遺跡では、住居などの遺構とⅢ（As—B）層下水田耕作土中から5,459点ほどの施釉陶器が出土している。これらの施釉陶器は、緑釉陶器が24点と灰釉陶器が5,436点である。施釉陶器は、完形からごく微細な破片まですべて取り上げてカウントしてあることから多量の点数になっている。施釉陶器をこれだけしている遺跡は、県内でも国府関連の鳥羽遺跡や上野国分僧寺・尼寺中間地域などの官衙や寺院など以外の集落遺跡ではそれほど多くはない。県内の遺跡の発掘調査で出土した施釉陶器をすべてカウントした遺跡例としては、前橋市青梨子町下東西・清水上遺跡<sup>1</sup>がある。下東西・清水上遺跡から出土した施釉陶器は1,214点でこの数量は下芝五反田遺跡の約1/4～1/5にしかすぎない。下東西・清水上遺跡は、奈良～平安時代の住居184軒を発掘調査し下芝五反田遺跡と同様な規模の集落遺跡である。遺跡の立地は、国府や国分二寺・山王麿寺など上野国の中枢地域に近い位置関係であることから施釉陶器が多く出土する条件は下芝五反田遺跡より良い遺跡である。こうした状況からも下芝五反田遺跡の施釉陶器の出土量は多いことが解る。しかし、下芝五反田遺跡から出土した施釉陶器全体の出土量は多いがその内の緑釉陶器は24点と1%にも満たない量である。この数量は、下東西・清水上遺跡の51点、北群馬郡吉岡町清里陣馬遺跡<sup>2</sup>の168点などと比較すると少量である。

緑釉陶器は、前記のように24点と少量しか出土していない。出土した遺構は、43号住居、52号住居、111号住居、35号土坑、41号土坑から各1点とⅣ層を中心とする遺構外から19点が出土している。こうした状況は、下芝五反田遺跡の奈良・平安時代の土器出土の傾向と同様に11世紀中頃の開田によって本来住居などの遺構に帰属していた土器や施釉陶器が水田耕作によって拡散したものである。

緑釉陶器の器種は、大部分が碗であるが43号住居

—43、G—198、G—277が椀、G—233、G—265が皿、G—204が耳皿等が見られる。そして35号土坑—5は、底部見込み部に陰刻花文の退化形態である1条の凹線が巡っているものもある。陰刻花文は、下芝五反田遺跡の施釉陶器ではこの他に灰釉陶器の瓶の小片で1点見られるだけである。

緑釉陶器の産地・時期については、現 奈良国立博物館学芸課考古室研究員 高橋照彦氏にご教授いただいた結果、第7表のとおりである。産地は、京都産が1点ある他は残り24点が東海産である。時期は、京都産の1点は10世紀代に比定され、東海産は9世紀後半の黒笹90号窯式期が5点、10世紀前半代が4点、10世紀後半代が2点と残りが前半・後半の判断が不明瞭であるが10世紀代に比定された。

このような緑釉陶器の生産時期が10世紀代に多く集中している点は、下芝五反田遺跡の集落変遷での盛衰と同様な傾向である。

下芝五反田遺跡から出土した緑釉陶器は、上記のとおりであるが、次に遺構から出土した緑釉陶器と遺構との伴関係を検討してみることにする。

緑釉陶器を出土した遺構は、前述のように5遺構であるがこれらの遺構は緑釉陶器以外にも伴して出土している土器がある。こうした伴する土器からそれぞれの遺構の時期を比定すると43号住居が10世紀第3四半期、52号住居が10世紀第2四半期、111号住居が10世紀第1四半期にそして35号土坑が10世紀後半代に41号土坑が10世紀前半代に比定される。

こうしてしてみると43号住居、111号住居、41号土坑は、出土緑釉陶器の生産時期と比較的近年代であるが52号住居や35号土坑では半世紀の開きが見られる。

灰釉陶器は、前述のように5,436点の出土が数えられ、その出土は、第8表のとおりほとんどの住居や多くの土坑をなどの遺構から出土しているが、その大部分は緑釉陶器と同様にⅣ層から出土している。

V 考 察

第7表 下芝五反田遺跡出土緑軸陶器

遺 構	探検番号	遺構の時期	器種	洛 北	洛 西	京 都 10	近 江	尾 子 代	K I 14	10 C 前	10 C 後	10 C 代	11 C	備 考
43号住居-43	第165図	6期	椀						○					
52号住居-23	第192図	8期	椀								○			
111号住居-13	第383図	7期	椀							○				
35号土坑-4	第506図	11期	椀								○			散貨
41号土坑-5	第507図	6期~7期	椀							○				内面見込み部に凹線が1条走る
G-199	第563図		椀						○					
G-200	第563図		椀			○								
G-201	第563図		椀									○		
G-202	第563図		皿			○								
G-203	第563図		椀									○		
G-204	第563図		耳皿							○				
G-205	第563図		皿						○					
G-206	第563図		椀								○			
G-207	第563図		椀									○		
G-208	第563図		椀			○								
G-209	第563図		椀			○			○					
G-210	第563図		椀				○							
G-211	第563図		椀			○								
G-212	第563図		椀						○					
G-213	第563図		椀									○		
G-214	第563図		椀									○		
G-215	第563図		椀									○		
G-216	第563図		椀									○		
G-217	第563図		椀			○								

その内訳は、住居1,083点、建物7点、井戸1点、土坑85点、溝114点と遺構外から4,146点と遺構外からの出土は遺構からの出土の約4倍もの量である。

発掘調査区内での出土量状況は、第587図・第588図の通りであるが、住居では14号住居が57点ともっとも多く個体数を出土している。次いで8号住居・33号住居・71号住居が40点以上の出土を見る。こうした多くの灰軸陶器を出土している住居は下芝五反田遺跡の住居変遷の7期から8期に相当する住居である。IV層中から出土し遺構外として取り上げた灰軸陶器では、85区T-4・5、86区A-2・3グリッドで各グリッドとも100個体以上の出土がある。さらにその北側に位置するグリッドでも多くの灰軸陶器を出土している。この4グリッドとその周囲からは800点もの灰軸陶器が集中して出土している。このグリッドには、V層上面で16号住居~18号住居、32号住居が検出している。これらの住居は、住居変遷では2期~4期に相当している。2期は、灰軸陶器出現前の時期であり、3期・4期は黒笹14号窯式期に相当するがこれらのグリッドやその周辺では黒笹14号窯式期の灰軸陶器は出土しておらず

べて光ヶ丘1号窯式期からの灰軸陶器である。こうした状況からこれらのグリッドから出土した灰軸陶器は、下層に存在する住居に共伴していたものが後の水田耕作によって散乱したとは考えられない。その他のグリッドでの遺構外出土状態と比較しても集中していることが解る。こうした状況からこれらのグリッド付近からは、埼玉県中継遺跡で見つかっている食器貯蔵施設のような遺構の存在が想定されるが、それに該当するような遺構は検出されなかった。

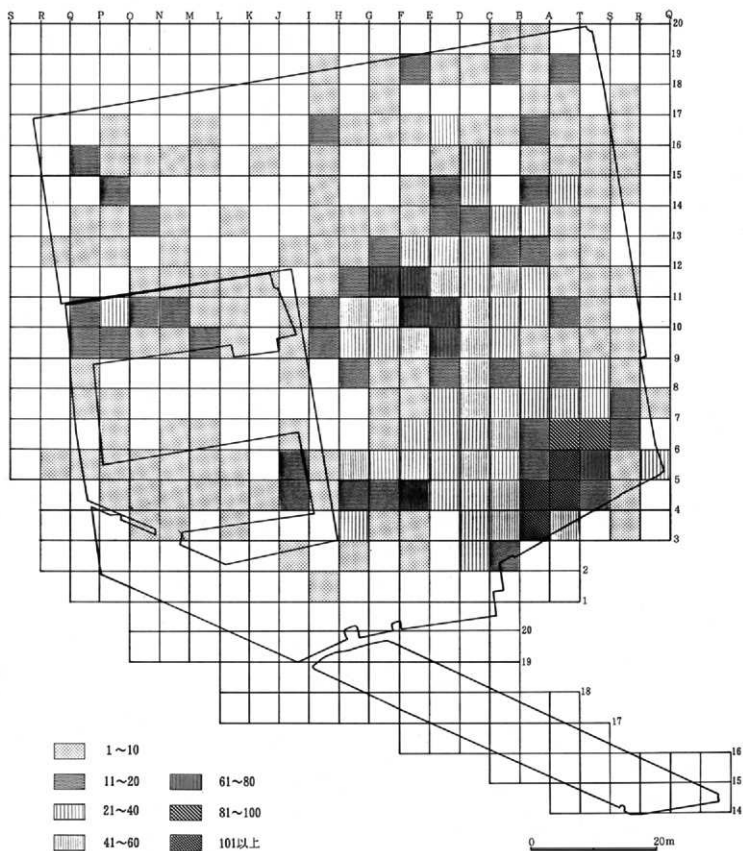
出土した器種は、第590~597図の集成図を見ると解るように椀皿が中心で若干の瓶類がある。椀皿は、大部分が一般的な椀・皿であるがその中に若干の輪花椀、稜椀、小椀、段皿、輪花皿、折縁皿、耳皿がある。

瓶類は、椀皿に比べて少量であるが小瓶、手付瓶、短頸壺、長頸壺がある。こうした瓶類の中では、長頸壺が圧倒的な割合を占めている。しかし、出土した瓶類は、全体的に法量の小さなものが主体でG-282の手付瓶、G-270、G-281、25号住居-4、61号住居-3、107号住居-5の長頸壺のような大型のものは僅かである。





V 考 察



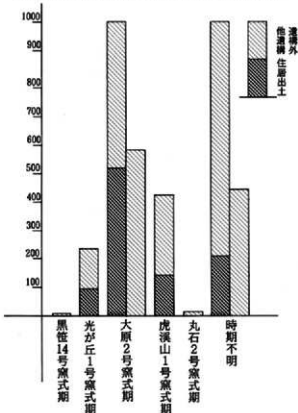
第588图 灰釉陶器遺構別出土量図

## 2. 出土施釉陶器について

灰軸陶器の生産地は、その胎土・夾雑物・釉調・焼成等で判断されている。現在ある程度判断が可能なのは今まで群馬県内で比較的多く出土している東海地方猿投古窯跡群や東濃古窯跡群、そして若干ではあるが国分境遺跡・下芝五反田遺跡などで出土している篠岡古窯跡群の製品である。

こうした判断基準で出土した灰軸陶器を観察したところ猿投古窯跡群の製品が僅かに見られた他は大部分が東濃古窯跡群の製品であった。こうした状況は、上野国が東山道に属しており、東濃古窯跡群の生産が拡大する時期に下芝五反田遺跡の集落も最盛期を向かえている点からもごく当然の結果と言える。

しかし、今回の観察を行ったの中に夾雑物がやや多く含まれ、焼成があまり良好ではなく胎土の色調がやや黄色味を帯びた個体が数個体見られた。こうした個体の候補地としては遠江地方が上げられるが今まで群馬県内での出土例が見られないため下芝五反田遺跡でも検討してこなかった。1998年に刊行された「中瀬遺跡」で田中広明氏の分析<sup>5)</sup>では、三河二川古窯跡、遠江宮口古窯跡、清ヶ谷古窯跡等の製品が多数搬入されていることが明らかにされている。



第589図 灰軸陶器時期別出土量グラフ

中瀬遺跡は、武蔵国でも上野国に近接する地域でありこうした地域で三河や遠江産の灰軸陶器が多数搬入されている現象が見られることを考慮すると今後上野国が東山道に属しているという立地条件を考えると三河や遠江産の製品の搬入について検討する必要性が感じられる。

灰軸陶器の型式区分は、灰軸陶器の産地である東海地方で檜崎彰一、斎藤孝正、田口昭二、前川要氏によって明らかにされている。こうした成果を援用して下芝五反田遺跡から出土した灰軸陶器の型式区分を試みた。今回は、型式区分が明確に提示されている碗・皿について行った。そして図化した196点だけでなく小破片で図化できない破片3,500余点についても施釉方法や口縁部・高台の形態から判断が可能な個体については区分を行った。

その結果が、第8表・第590～597図の通りである。この結果は、今まで群馬県内で見られる灰軸陶器の傾向と同様であるとともに下芝五反田遺跡での集落・住居の盛衰の傾向と同様である。すなわち下芝五反田遺跡での集落の最盛期は7期から8期にかけての時期であり、この時期に生産されている灰軸陶器は大原2号窯式期の製品が該当しており当然の結果と言える。しかし、総計ではあるが5千以上もの個体を出土している状況は下芝五反田遺跡の集落の性格を考えるうえで考慮する必要がある。

遺構との共存関係について比較の出土位置などが明らかになっている住居で見えることにする。住居の時期については、「土層の変遷」で示しておりであるが、灰軸陶器は各住居で光が丘1号窯式期から虎溪山1号窯式期まで出土していることが第9表で解る。しかし、この傾向は、その出土位置が埋没土中である小破片を含んでいるためである。こうした中でその住居に確実に共存すると見られる灰軸陶器を抽出して見ると住居の時期と灰軸陶器の時期の関係は住居より古い時期の製品はいくつかの住居で見ることができる。これは灰軸陶器の性格上あり得ることであり大部分の住居では大きな差は見られない。

## V 考 察

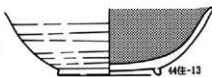
第8表 遺構出土灰釉陶器検・皿時期別

住居 №	時 期	K-14	K-90	光ヶ丘1	大原2	虎塚山1	丸石2	不 明	備 考
1号住居	7期			3	4	8	2		
2号住居	5期			1					
3号住居	7期							1	
4号住居	7期			1	1			3	陰刻花文らしい破片1点
5号住居	5期								
6号住居	6期			6		3	12	6	
7号住居	7期					1		4	
8号住居	9期			13	5	9	1	6	
9号住居	7期			10	2	1			
10号住居	5期				1		2	2	
11号住居	4期								
12号住居	9期			1	4	6			1
13号住居	5~6期								1
14号住居	7期			2	10	19	1	1	14
15号住居	7期			1					1
16号住居	3期					2	2	1	1
17号住居	4期			1					3
18号住居	4期				2		1		
19号住居	8~9期								2
20号住居	6期			1		4			
21号住居	1期					1			
22号住居	1期								
23号住居	9期			3	1	5	1		3
24号住居	7期					4			
25号住居	7期			5	2	2	2		
26号住居	5期					1			
27号住居	7期					2		2	
28号住居	5~6期								
29号住居	6期			1		13	2		2
30号住居	2期					5			
31号住居	6期			2	1	1			1
32号住居	2期								
33号住居	7~8期			1	4	26	5		7
34号住居	7~8期				3	19	1		1
35号住居	9期					1	3		1
36号住居	9期			1		1			
37号住居	7期								
38号住居	7期			1		6	1		2
39号住居	3期						2		
40号住居	4期								
41号住居	9期					4			
42号住居	8期					5			
43号住居	9期			5	1	28	3		1
44号住居	5期	1		1		2			2
45号住居	9期				1	3			
46号住居									
47号住居	8期				2	3			
48号住居	7期			1	1	2			
49号住居	11期					2	2		
50号住居	7期				2	4	3		
51号住居	5~6期					7	1		1
52号住居	8期			1	2	14	2		5
53号住居	4期					2			
54号住居	4期					3			
55号住居	2期								
56号住居						5			1
57号住居	9期					8	1	1	
58号住居	9期				1				
59号住居					1	2			3
60号住居	9期				2	8	4	1	
61号住居	8期				1	2			
62号住居									

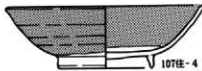
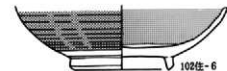
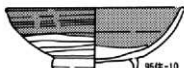
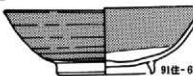
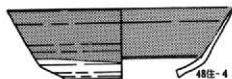
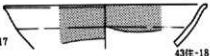
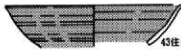
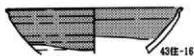
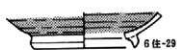
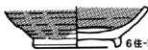
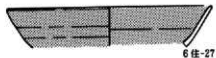
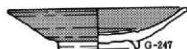




## 黒笹14号窯式期

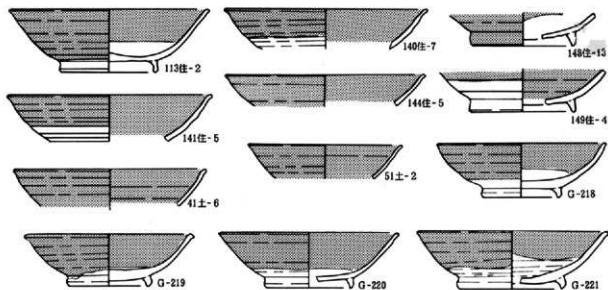


## 光が丘1号窯式期



第590図 灰釉陶器集成図(1)

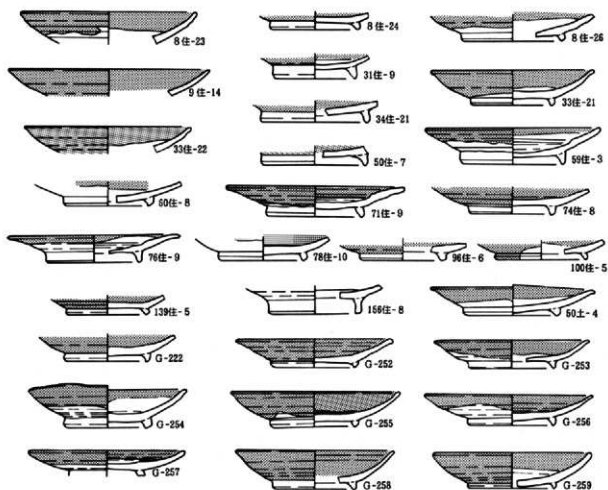
V 考 察



光が丘1号窯式期～大原2号窯式期



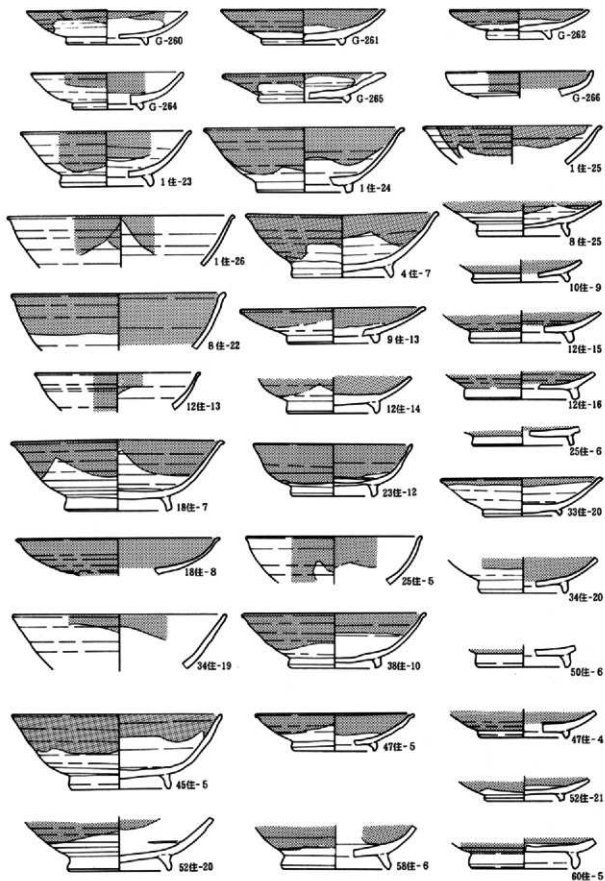
大原2号窯式期



第591図 灰釉陶器集成図(2)

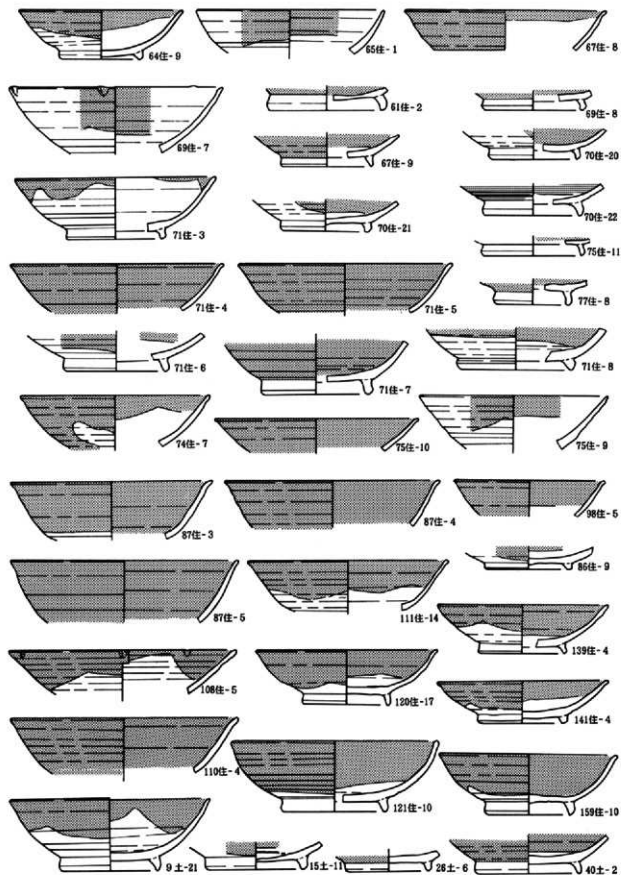


2. 出土施釉陶器について



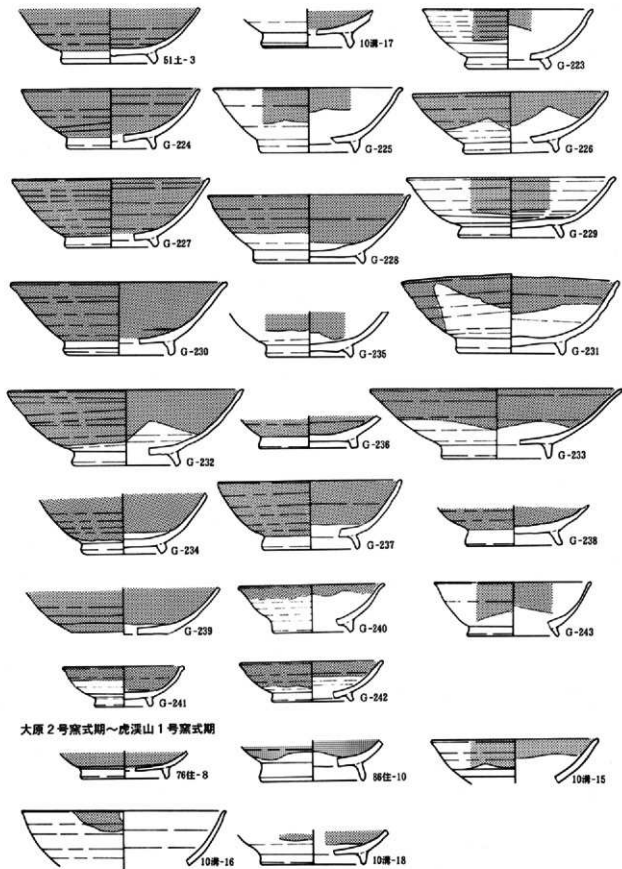
第592図 灰釉陶器集成図(3)

V 考 察



第593図 灰釉陶器集成図(4)

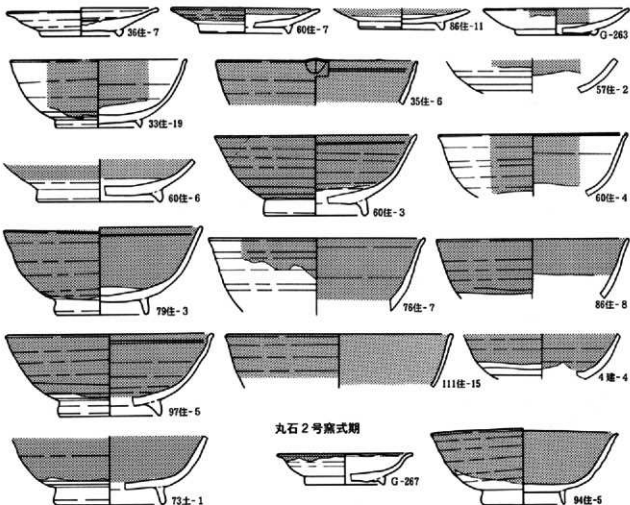
2. 出土灰釉陶器について



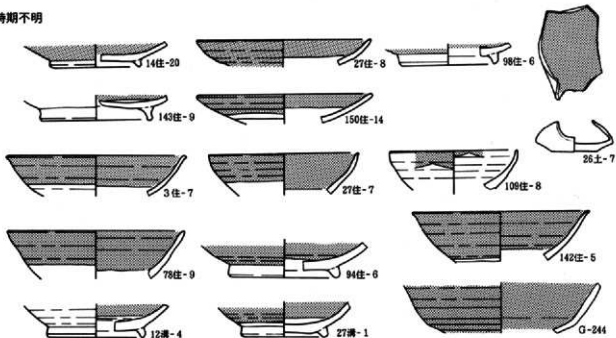
第594図 灰釉陶器集成図(5)

V 考 察

虎溪山1号窯式期

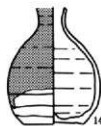


時期不明



第595図 灰釉陶器集成図(6)

小瓶



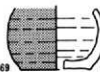
143E-10



155E-6



G-269



109E-6

手付瓶



G-282



短頸壺



G-288



G-283



8住-27

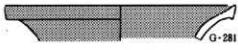
長頸壺



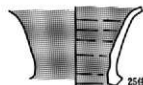
95E-11



G-270



G-281



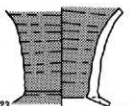
25E-7



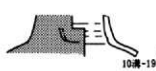
34E-22



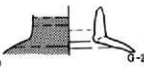
70E-23



147E-10



10溝-19



G-271

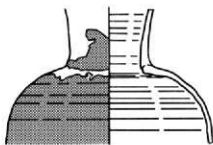


G-272

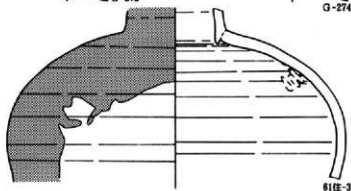


G-273

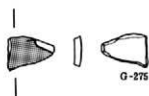
G-274



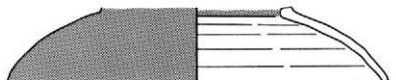
33E-23



61E-3



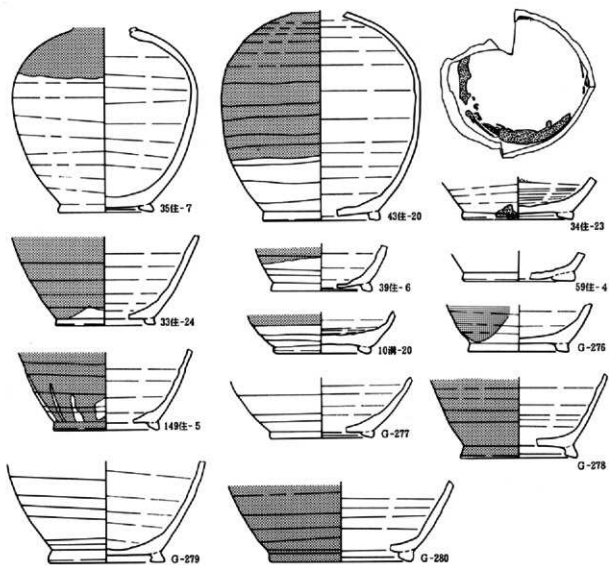
G-275



107E-5

第596図 灰釉陶器集成図(7)

V 考 察



第597图 灰釉陶器集成图(8)

## 2. 出土施釉陶器について

### 注

- 注1 神谷佳明「下東西・清水上遺跡出土の施釉陶器について」『下東西・清水上遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1998による。
- 注2 中沢 清「清里・陣馬遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1981年。清里・陣馬遺跡は、土地改良事業に伴う埋蔵文化財発掘調査で道路・水路等部分を対象に行っているためトレンチ状の発掘調査である。発掘面積4,130㎡を行い奈良・平安時代を中心に64軒の住居などが見つかった。報告書によると総土器片数34,000点ほどのうち施釉陶器が1,703点ある。施釉陶器の内訳は、緑釉陶器168点、灰釉陶器2,535点である。この施釉陶器の数量は、住居軒数が約2倍の下芝反田遺跡に比べると灰釉陶器では下芝反田遺跡のほうが多いが、緑釉陶器は清里・陣馬遺跡のほうが4倍近く多くなる。また、清里・陣馬遺跡に近接する清里長久保遺跡(「清里・長久保遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1986年)の13区1号墓場からは近江産の緑釉陶器類・皿が出土しており緑釉陶器の産地なども多方面にわたっている。
- 注3 埼玉県上里町中継遺跡から見つかっている建物群。田中広明他「中継遺跡」(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団1997年
- 注4 高崎市中尾遺跡D-9号住居出土皿。群馬町国分境B区27号住居出土皿。下東西遺跡出土皿が県内で確認されている尾北産の灰釉陶器である。ともに黒帯90号式期と平行関係にある藤岡4号式期の製品である。  
坂口 一「中尾遺跡—遺物編—」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1984年  
麻生敏隆「国分境遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1990年  
神谷佳明「下東西遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1987年
- 注5 田中広明「灰釉陶器」『中継遺跡』(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団1997年による。

### 引用・参考文献

- 尾野祥祐「築設堂と西三河の家跡」『第1回三河考古合同研究会 須惠郡から灰釉陶器へ—生産地と消費地—』三河考古刊行会1997年
- 木津博明・坂岡正信・友田哲也「上野国分遺寺・尾中問地域(1)～(8)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1987年～1992年
- 古代の土器研究会「古代の土器研究—律令の土器様式の西・東3施釉陶器—」1994年
- 斎藤孝正「築設堂・尾北家・美濃家における灰釉陶器の流通」『北丘古窯跡群・古墳群発掘調査報告』多治見市教育委員会1981年  
「築設堂における灰釉陶器の流通」『考古学ジャーナル—特集越州窯青磁と平安時代の緑釉・灰釉陶器—』211ニューサイエンス社1982年  
「灰釉陶器の研究I」『名古屋大学文学部研究論集』史学32 1986年  
「築設堂東山地区における灰釉陶器の様相」『名古屋大学総合研究資料館報告』3 名古屋大学1987年  
「施釉陶器年代論」『論争・学説日本の考古学』6 歴史時代 龍山閣出版1987年  
「灰釉陶器の研究II」『名古屋大学文学部研究論集』史学35 1989年  
「東海地方の施釉陶器生産—築設堂を中心に—」『古代の土器研究—律令の土器様式の西・東3施釉陶器—』1994年
- 高橋厚彦「東国(東)の施釉陶器」『古代の土器研究—律令の土器様式の西・東3施釉陶器—』1994年  
「緑釉陶器」『概説 中世の土器・陶磁器』中世土器研究会編 真臨社1995年
- 齊藤一郎「陶磁(原始・古代編)」『日本の美術』NO.325 文芸春秋1985年
- 田口昭二「美濃家の灰釉陶器と緑釉陶器」『考古学ジャーナル—特集越州窯青磁と平安時代の緑釉・灰釉陶器—』211ニューサイエンス社1982年
- 田中 環「三彩・緑釉」『世界陶磁全集2 日本古代』小学館1969年
- 田中広明「関東地方の施釉陶器の流通と古代の社会」『研究紀要』第11号(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団1995年
- 納崎彰一「美濃の道(一)—信濃における灰釉陶器の分布—」『名古屋大学文学部20周年記念論集』1969年  
「愛知県古窯跡群分布調査報告書(III)」愛知県教育委員会1983年
- 賀 元洋「二川家と尾西家」『第1回三河考古合同研究会 須惠郡から灰釉陶器へ—生産地と消費地—』三河考古刊行会1997年
- 平尾正幸「緑釉陶器・灰釉陶器・白色土器」『平安京提要』角川書店1994年
- 前川 要「築設堂における灰釉陶器生産最末期—瀬戸市百代寺堂出土遺物を中心として—」『研究紀要』III 瀬戸市歴史民俗資料館1984年  
「平安時代における施釉陶器の様式論的研究(上)」『古代文化』第41巻8号・10号 1989号
- 三浦京子「群馬県における平安時代後期の土器様相—灰釉陶器を中心として—」『群馬の考古学』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1998年
- 納賀邦男他「鳥羽遺跡(1)～(6)」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1987年～1992年
- 納賀邦男・神谷佳明・坂岡正信「群馬における灰釉陶器の様相について(1)—消費地からのアプローチ—」『研究紀要』9(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1992年
- 神谷佳明「下東西・清水上遺跡出土の施釉陶器について」『下東西・清水上遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団1998年

### 3. 遺構について

#### 1. はじめに

下芝五反田遺跡の奈良・平安時代以降では、IV章で記述したように住居141軒、建物6棟などの遺構を検出した。そしてこれらの遺構からは、多くの土器を初めとする遺物が出土している。これら出土遺物は、住居出土遺物を中心にしてV章-1の出土土器の変遷について記述したように0期から11期までの12期の変遷を追うことができた。下芝五反田遺跡の住居からなる集落は、V層上面で141軒検出され、その集落の範囲も周辺の発掘調査や地形などから発掘調査の範囲よりそれほど大きく広がらないことが解っている。住居は、土器変遷の0期には存在しないがその後の1期から11期まで連続と継続して存在している。そして土器の変遷から住居の時期は、8世紀後半から11世紀前半までの間におよんでいることが明らかである。この土器の変遷をもとにしてそれぞれの住居の時期についても明らかにされ、集落内での住居の変遷・推移が下記のとおりであることが解った。

こうした集落変遷を明らかにすることによって下芝五反田遺跡や遺跡地周辺の古代の集落の推移が判明できると考えられる。

#### 2. 集落の変遷

集落が営まれ始めるのは、8世紀後半の第3四半期からである。それ以前は、III章歴史的環境で記述したように6世紀代の火山災害による土石流で荒涼とした広野で周囲に古墳などがあることから墓域としての利用は行われていたと考えられるが居住や生産などの痕跡はほとんど見られない。この土石流による泥流上の住居は、浜川長町遺跡で7世紀代の住居が1軒見ついているだけである。こうした状況から下芝五反田遺跡の位置する地点より標高の高い和田山天神前遺跡や海行遺跡では、復旧も早い時点で行われているが土石流の厚く堆積した箕郷町下芝

から高崎町浜川地区にかけては、本格的な開発は平安時代になってからようやく始まる。こうした状況に中で下芝五反田遺跡では奈良時代中頃には、僅かではあるが住居が構築されていることからこの地域では、早い段階での開発が行われている。こうした推移を集落の変遷から追ってみることにする。

#### 集落1期

下芝五反田遺跡で検出された住居は、21・22・116号住居の3軒だけである。広い広野に僅か3軒+αの住居が存在するだけで集落としては閑散とした状態である。

住居の配置は、3号建物、4号建物を取り囲むように位置している。

#### 集落2期

30・32・55・151号住居の4軒である。前期より僅かに1軒増加しているだけで調査区外にもそれほど存在しないと想定されることから依然寒村の様相が強い。

住居の配置は、1期と同様であるが範囲がやや広がっている。

#### 集落3期

16・39号住居の2軒である。前期より住居の軒数は、減少しているが次の4期の住居軒数が11軒であることを考慮すると調査区外に数軒の存在が想定される。

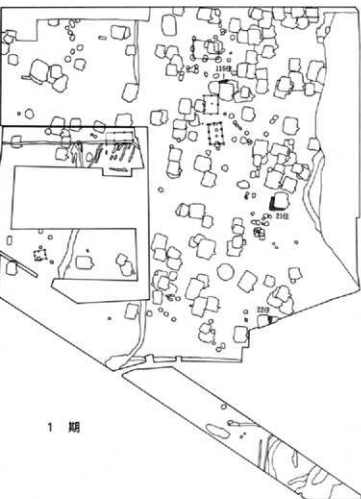
住居の配置は、やや東側に偏った位置関係である。

#### 集落4期

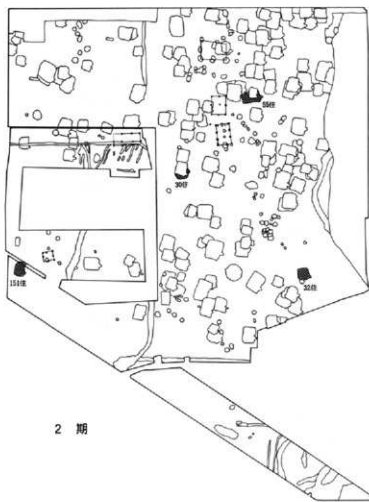
11・17・18・40・53・54・85・89・150・157・160号住居の11軒である。4期より急激に住居が増加が見られる。周辺の開発がより進んだと考えられ、下芝五反田遺跡の集落が本格的に営まれ始める時期と想定される。

住居の配置は、1期の3号建物・4号建物を取り囲む位置関係ではなく南北に分かれた位置関係である。

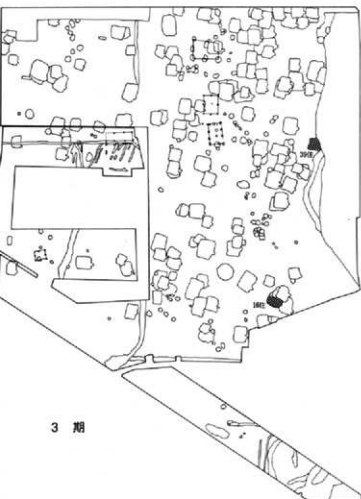




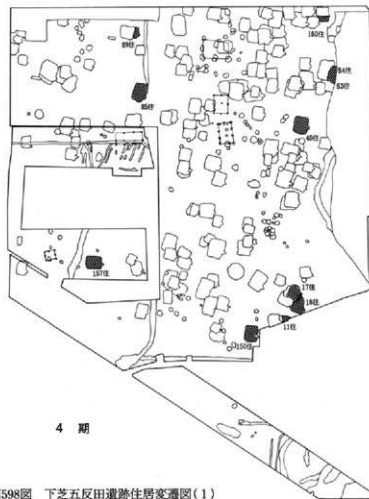
1 期



2 期

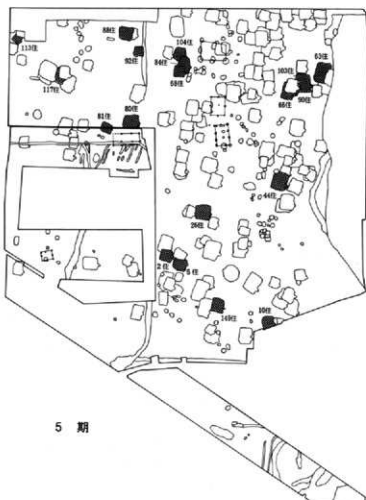


3 期

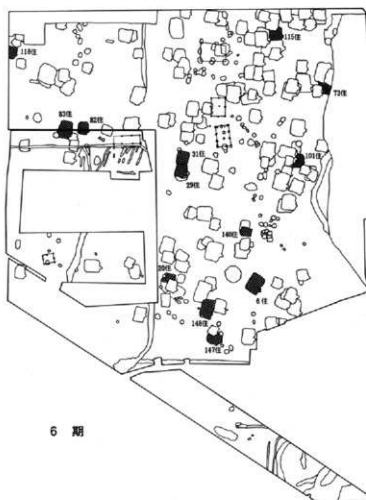


4 期

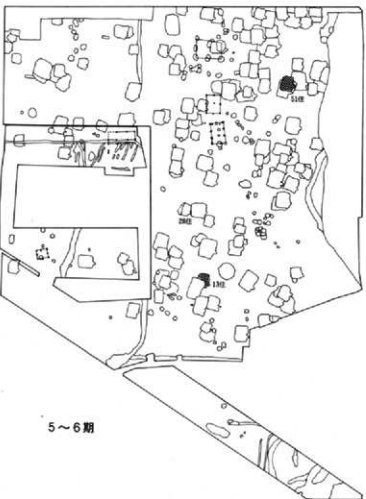
第598図 下芝五反田遺跡住居変遷図(1)



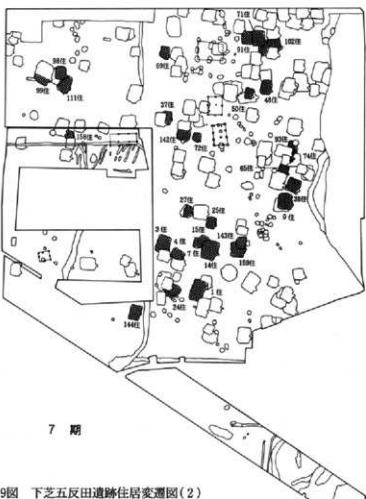
5 期



6 期

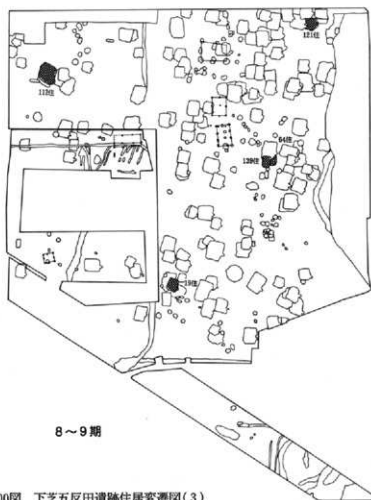
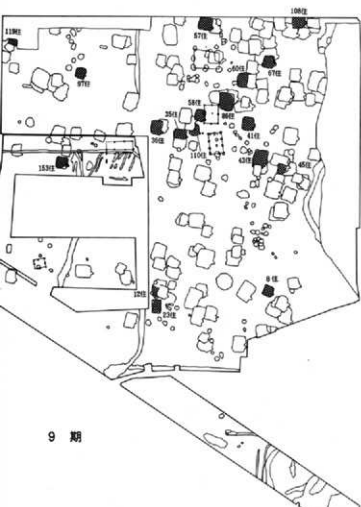
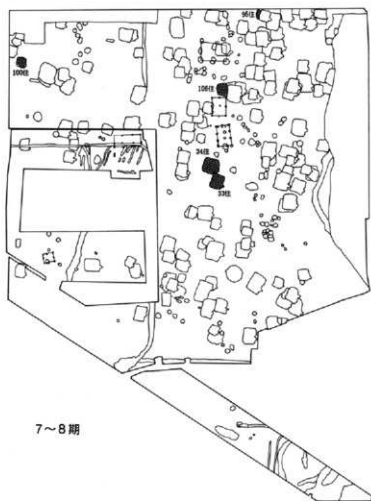
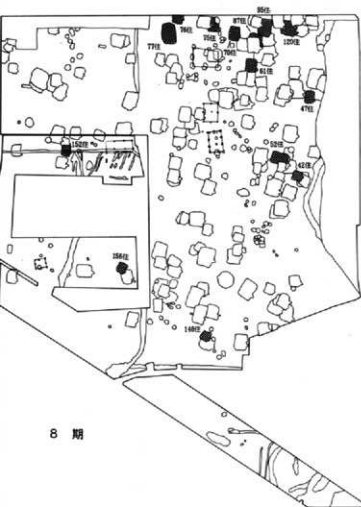


5~6期

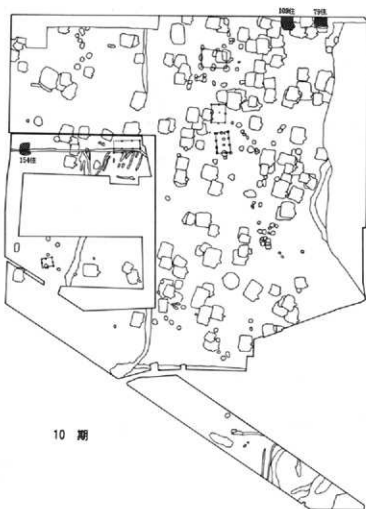


7 期

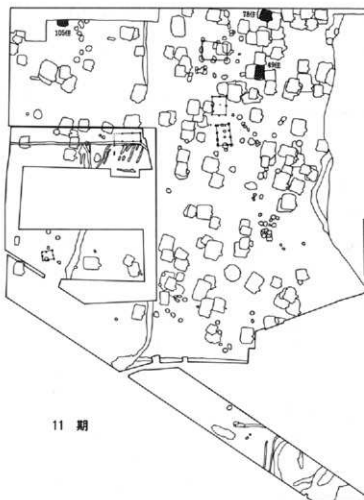
第599図 下芝五反田遺跡住居変遷図(2)



第600図 下芝五反田遺跡住居変遷図(3)



10 期

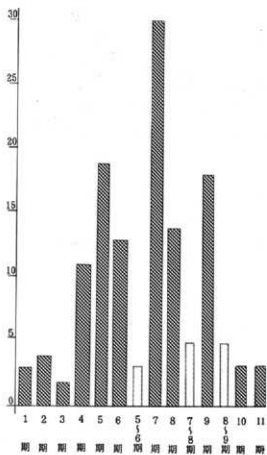


11 期



11C.後半～12C.初頭

時期別住居軒数



### 3. 遺構について

#### 集落5期

2・5・10・26・44・63・66・68・80・81・84・88・90・92・103・104・113・117・149号住居の19軒である。3期よりさらに増加が見られる。

住居の配置は、4期の南北に分かれた間に住居が作られ再び3号建物・4号建物を取り囲む位置関係になっている。

#### 集落6期

6・20・29・31・73・82・83・101・115・118・140・147・148号住居の13軒である。住居軒数は、5期より若干減少しているが次の7期が5期より住居軒数が多いことを考慮すると減少傾向にとらえるより調査区外の存在や時期が明確に線引きできないことによって前後の時期に組み入れられた住居が存在するためと考えられる。

住居の配置は、5期と同様であるがやや分散した位置関係である。

なお、5期、6期では、明確に比定できないが5期～6期に比定される住居として13・28・51号住居がある。

#### 集落7期

1・3・4・7・9・14・24・15・25・27・37・38・48・50・65・69・71・72・74・91・93・98・99・102・111・142・143・144・158・159号住居の30軒である。下芝五反田遺跡では、もっとも住居軒数が多く存在する時期である。

住居の配置は、6期と同様であるが、71・91・102号住居、7・14・15号住居などのように7期のなかでの重複関係が見られることから住居の建て替えなどが想定される。

#### 集落8期

42・47・52・61・70・75・76・77・87・95・120・146・152・156号住居の15軒である。前期の7期より多少減少傾向にあるが、次期の9期が18軒とやや多いことを考慮すると6期と同様に減少傾向にとらえるより調査区外の存在や時期が明確に線引きできないことによって前後の時期に組み入れられた住居が存在するためと考えられる。

住居の配置は、やや北側に集中した分布が見られ南側が希薄な分布である。

なお、7期、8期では、明確に比定できないが7期～8期に比定される住居として33・34・96・100・106号住居がある。

#### 集落9期

8・12・23・35・36・41・43・45・57・58・60・67・86・97・108・110・119・153号住居の18軒である。前期と同様な推移を示している。

住居の配置は、8期と同様に北側に集中した分布が見られる。

なお、8期、9期では、明確に比定できないが8期～9期に比定される住居として19・64・112・121・139号住居がある。

#### 集落10期

79・109・154号住居の3軒で急激な減少傾向が見られ、古墳時代後期初頭に一度集落が滅亡してから再び集落が開発された1期と同様な寒村的様相を呈している。

住居の配置は、79号住居と109号住居が調査区北端に接近して位置するのに対して154号住居は西よりに離れた位置関係である。

#### 集落11期

49・78・105号住居の3軒である。前期同様に寒村的様相を呈している。

住居の配置は、10期と同様な位置関係である。

なお、出土遺物などがないなどで上記の各期に比定できない住居として46・59・62・94・114号住居がある。

下芝五反田遺跡の集落は、この11期で集落が途絶えてしまう。このことは、Ⅲ(As-B)層下水田の耕作土中からも11世紀中頃の土器片を初めとする遺物が皆無であることから11世紀前葉に比定される11期で消滅したと言える。

集落の範囲は、北に多少の広がりとは想定されるが、発掘調査範囲による把握からもそれほど大きな相違はないと考えられる。こうしたことから下芝五反田遺跡に展開した集落は、奈良時代後半の8世紀後半

## V 考 察

に開拓され9世紀後半から10世紀前半にもっとも拡大し11世紀前半に新たに移転・移住した集落であると推定される。

### 3. 集落の配置

前項で下芝五反田遺跡の住居の変遷を行い各期の住居配置について概観したが意識的な配置を読みとることはできなかった。しかし、集落の全体図から住居の密な地点とその密な中ほどに住居が存在しない箇所が見られるのは明らかである。そしてその住居の存在しない箇所には集落と同時期に存在していた2号～4号建物が存在している。2号～4号建物は、IV章で記載したようにその時期については明確にできないが、2号建物が10世紀後半から11世紀前半、3号建物が9世紀から10世紀前半代、3号建物が8世紀後半から10世紀初頭と比較的長い期間での比定は可能である。こうして集落の配置を見ると2号～4号建物は、10世紀代までの住居によって取り囲まれるような位置関係にあることが解る。こうした状況から2号～4号建物は、集落の変遷とともに多少の移動はあるが常に下芝五反田遺跡での集落の中心的な存在であったことが読みとれる。そしてこの建物は、3棟が同時に併存したと考えるよりも単独で存在し、建物の老朽化とともに立て替えられたと考える方が自然である。このように集落の中心的な建物は、存在するが建物自体は規模も一般的なものではないことからことから集落の中心的位置にあるが集落の中心的地位を占める建物であったと言いつけられない点がある。

### 4. 水田の開田

この後11世紀中頃には、この地域が全面的に水田化している。この水田化には、水田に絶対的に必要な水を確保する必要があったが、この取水のために五反田地区調査区東側で検出された10号溝が開削されたと考えられる。この用水路の取水は、遺跡地の北約400mの地点に現在ではほとんど痕跡すらも開発で消滅してしまっているが明治13～14年測図の陸

軍測図で確認できる谷地が想定される。このような数百メートルにもおよぶ大規模な用水路の開削には多くの労力が必要であることを考えられる。こうしたことから下芝五反田遺跡の集落は、単に自然消滅したと推定されるより他地域への移住を考えるよりも同一地域内での移住を考えるのが妥当である。

### 5. おわりに

このように下芝五反田遺跡の集落は、8世紀後半から9世紀初頭はごく小規模な集落であるが、9世紀中頃からやや増え始め10世紀初頭にそのピークを迎え、10世紀後半には衰退し11世紀中葉には消滅している。その消滅の理由が、水田開発によるものであった可能性は高い。特に多くの労力が必要とする水田への取水を可能にした用水路である10号溝の開削が11世紀中頃に行われたことを考えるとこの地域の住民をある程度強制的に移住させて開田したと考えてもそれほど無理ではない。

こうした状況を当時の施政と比較してみると下芝五反田遺跡に集落が築かれる8世紀後半には、律令制に崩壊の兆しが見え始める。そうした施政の表れに723(養老7)年の三世一身の法や743(天平15)年の墾田永代私有の法などの制定され下芝五反田遺跡が立地するような荒野にも開発の兆しが見えはじめたと考えられる。そして下芝五反田遺跡が集落から水田化する時期には、各地に荘園が経営が盛んになるなどの情勢が見られる時期である。

なお、今回は、こうした施政と遺跡の関係を紙面や時間の関係でさわりしか触れることができなかつたためこれに関しては後日改めて探求したいと考える。そして下芝五反田遺跡は、こうした歴史の上で見られる社会情勢を遺構の上で明らかにできる遺跡の一つである。

## 4. 下芝五反田遺跡出土の墨書・刻書土器について

高島英之

下芝五反田遺跡からは27点の墨書・刻書土器が出土している(窠記号は除く)。うち、墨書が24点、刻書が3点である。群馬県内の墨書・刻書土器出土遺跡の事例から見れば、資料数は多い方であるが、検出された奈良～平安時代の竪穴住居の総数が142軒にも及ぶような大集落遺跡であるところから見ると、それに比しての出土個体数は、東日本の集落遺跡出土の事例としては、僅少と言わざるを得ない。

墨書・刻書土器の出土した遺構の分布を見ると、調査区内にはほぼ満遍なく分布しており、特定のエリアの遺構のみに集中して出土しているというわけではない。おおむね各出土遺構から1点のみの出土であり、1つの遺構から2点以上の墨書・刻書土器が出土した例も見あたらない。

土器種類では、墨書・刻書土器全27点中、須恵器が23点・85%を占めており、土師器は僅か3点、灰釉陶器に至っては1点のみである。文字が記された部位では、体部に記されたものが20点を占め、その内外面に書かれたものが15点に及ぶ。かくまでも須恵器に墨書・刻書されたものが圧倒的に多いという点は、特筆すべきであろうが、体部、中でも外面に書かれたものが多いという点は、東日本の集落遺跡出土の墨書・刻書土器に通常に見られる特徴である。

墨書・刻書土器の年代では10世紀代のものが18点に及んでおり、9世紀第4四半期～10世紀第1四半期にかけてのものと推測できるものまで含めると20点にも達する。集落遺跡出土の墨書・刻書土器の全国的な傾向として、9～10世紀代がそのピークであり、10世紀の内に急速に衰退に向かうと一般的に言われている。本遺跡では墨書・刻書土器のピークが10世紀代にあるわけで、一般的な東日本の古代集落遺跡における墨書・刻書土器の中では、衰退期に向かう時期の資料としての特色を有していると位置づけることが出来る。文字の書かれ方を細かく観察す

ると、字形が崩れ、大きく非常に乱雑な書かれ方の物が多く、10世紀代の墨書土器の一般的な傾向とよく合致している。

記されている文字を見ると、すべて1文字のみの記載である。釈読可能な21点の内、「物」の字が9点(2・5・7・9・20・22・23・25・26)にのぼる。この「物」と記された墨書土器は、いずれも体部乃至口縁部外面に正位で記されており、文字のみならず文字の書き方まで共通している。その他では「上」が2点(14・15)あるのみで、他はすべて異なる文字が記されている。墨書・刻書土器の文字を集落内における家・戸・単婚家族など各種の集団の標識的の文字と捉え、同じ文字が記された墨書・刻書土器の分布の分析から集落内の各種集団の消長関係を解明しようとする試みがいくつかなされていて、それなりの成果を上げていることは良く知られているとおりである。しかしながら、本遺跡出土の資料では特定の文字が集中して出土していないので、墨書・刻書土器の分析から集落内の各種集団の動向を知ることが難しい。しかしながら「物」と記されたものが9点にも上っていることから見れば、「物」をこの集落におけるもっとも大きな或いは卓越した集団の標識的の文字と見ることが可能であろう。墨書・刻書土器の文字は1文字では如何様にも解釈できるので、文字の意味の解釈に際しては禁欲的に過ぎるくらいでなければならないだろうが、あくまでも単純に「物」を氏族名の一部とする憶測が許されるならば「物部」氏を表したと考えることも可能ではある。

この他、文字内容で注目されるのは、まず3の「八木」である。本遺跡が所在する群馬郡内に「八木郷」がある。本遺跡の所在地は八木郷の故地にかかるとは考えられないが(本遺跡より約4kmほど南東の高崎市大八木町・小八木町・下小鳥町周辺一帯)、同じ郡内の地名もしくは氏族名が記されたものとして、人の

## V 考 察

動き・交流を示すものとして注目できよう。その中には17の「犬」が、本遺跡から「犬甘」の印文をもつ銅印が出土していることに関連して注目される。銅印の印文「犬甘」が氏族名であることからみれば、この17の「犬」の墨書土器も「犬甘」=「大飼」「犬養」氏の氏族名を示している可能性が高い。更に27の「千山」は「正」の則天文字である。前橋市二之宮宮下東遺跡出土の「天」(25点)、二之宮千足遺跡出土の「千山」、赤堀町堀下八幡遺跡出土の「人」(2点)、境町上矢島遺跡出土の「天」(2点)につぐ群馬県内における則天文字の類別とすることになる。

近年の全国各地における大規模開発事業に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査の爆発的急増の結果、8・9世紀を中心とする集落遺跡から多種多様な文字資料が出土し、古代の村落社会の究明に重要な視角を提供していることは、つとに知られている通りである。

近年の諸研究によって、こうした集落遺跡出土の文字資料、とりわけ墨書・刻書土器については、村落の内部における祭祀・儀礼等の行為に伴って使用されたものであることが明らかになってきた。これは、全国各地の遺跡から出土する膨大な量の墨書土器の文字に共通性が認められ、極めて限定された種類の文字や特殊な字形が使用されていることや、1遺跡における出土量が1,000点を越える例すらあるにもかかわらず、如何なる遺跡においても墨書土器の比率は、その遺跡から出土した土器総量の数パーセントに過ぎないこと、また、特殊な材質・作り、もしくは器形の土器を意識的に選択した様子が無いこと、などの諸点から導き出されたものである。最近の出土文字資料の研究動向の中で、中心的役割を担ってこられた平川南氏は、「墨書土器の文字は、その種類が極めて限定され、各地の遺跡で共通して記されている。その字形も、各地で類似し、しかも本来の文字が変形したままの字形が広く分布している。この傾向は、おそらく一定の祭祀や儀礼や儀礼行為等の際に土器になかば記号化した文字が記載された」と述べられており、村落内で土器に文字を記す行為が祭祀に伴うことを明快に結論づけられた。

また松村恵司氏も同様の観点から、「古代集落遺跡出土の墨書土器は、祭祀に関係したものが中心を占める。その背景には、文字文化や仏教思想の浸透に伴い、文字を呪術的なものとして受容した農村社会の特質を垣間みることができ、神仏への供献用の土器に祭祀の主体者や祈願内容、日常食器との区別を文字で明示する行為の展開が想定された」と述べておられる。すなわち、土器に墨書する行為は、日常什器とは異なるという非日常の標識を施すことであり、祭祀用に用いる土器を日常什器と区別し、疫神・祟り神・悪霊・鬼等を含んだ意味についての「神仏」に属する器であることを明記したのと同じことになろう。

当該期の集落遺跡出土の墨書土器は、全国的に見られるが、とりわけ東日本各地における出土例、中でも関東地方の事例が多い。これはただ単に、各種開発行為に伴う埋蔵文化財の緊急調査事例が抜き目出で多いからという理由に起因するのみならず、当該期の東国村落の特質の一つと言ってよいだろう。集落遺跡出土の墨書土器は、官司の組織・集団内における器物の保管・管理に伴って器物の使用場所や所有者・名称・使用目的等を記したと見られる官が遺跡出土の墨書土器と異なり、圧倒的に1文字のみの記載がほとんどで、如何様にも解読可能なものが多い。早い例では、すでに8世紀前半に出現しているが、村落内で本格的に広まっていくのは8世紀の中葉以降で、9世紀にかけて次第に増加し、9世紀中葉から10世紀にわたって飛躍的展開を遂げ、10世紀の内に急速に減少していくといった傾向が指摘できる。これとともに、8世紀代の墨書土器の文字は、概して小振りであり、書体も端正であるのに対し、9世紀以降は文字も大きく大きくなり、字形も崩れ、稚拙な書体のものが多くなっていくという傾向もみられる。また、こうした大局的な趨勢とともに、各出土遺跡毎に個々の集落の変遷過程に伴う墨書土器の分布の推移、記載文字の変化などの存在も指摘されている。



#### 4. 下芝五反田遺跡出土の墨書・刻書土器について

全国各地から出土している墨書土器の中で、圧倒的多数を占める1文字書きのものの意味するところについては、近年の研究成果によって、集落内の集団の標識的文字(関和彦氏の表現を借りるならば「屋号」)と解釈できることが判明している。このことは、墨書土器と同じ遺跡から出土した焼印や木製品に押された焼印の印影の文字とが同一という点からも補強できる。

墨書土器は、集落全体、もしくは集落内の1単位集団内、或いはより狭く単位集団内におけるところの1住居単位内といった非常に限定された空間・人的関係の中における祭祀や儀礼行為に伴って使用されたものであり、記された文字の有する意味は、おそらくそれぞれの限定された空間や集団内において共通する祭儀方式の中でのみ通用するものであったと考えられる。「国玉神奉」「某形代(召代)奉」「電神」「仏奉」のように祭祀そのもののあり方や目的を示すような場合もあろうし、千葉県佐原市馬場遺跡4号住居跡電燃焼部から伏せた状態で出土した電神祭祀に伴う4枚重ねの土師器杯の最上位に「上」と記された例のように、祭祀に関わって文言が記された場合もあろう。また、一定の祭祀・儀礼等の行為に伴って、行為の主体者たちがそれぞれの集団で共通する文字を記す場合もあったのだろう。

同一地域においても、各々の集団ごとの祭祀行為は、複雑な重層的構造をとっていたと考えられる。谷戸神祭祀や御成神祭祀などは明らかに農業共同体によるものであり、村落内寺院についても戸単位よりは大きい範囲の集団によると解した方がよいであろう。また、竪穴住居跡から出土する電神祭祀とみられる墨書土器のように、出土状況から明らかに住居単位の祭祀行為を行ったとみられるケースも存在する。村落社会の構成員が、各所属集団ごとにそれぞれに対応する標識的文字を有していた可能性も想定できる。個々が多様な時間的・空間的広がりの中で機能したであろう墨書土器が、現象面として同一レベルの中から出土してくることが、資料解釈を困難にしていると言えるのではないかと。

こうした一方、大規模な集落遺跡であっても墨書土器がごく少量しか出土しないところや、墨書土器の点数自体は多くとも、共通する文字を記したものが非常に少なく、記載された文字がそれぞれにまちまちで、集団の標識的文字と捉えるのが難しい様な事例が存在することもまた事実である。なおこの点について、現時点では、点数自体は多くても共通する文字が僅少で集団の標識的文字と解しにくい例は、墨書土器を用いる祭式の相違によるものと、また、墨書土器自体が僅少な集落は、墨書土器を使用しない祭式を行う集団であると考えておきたい。

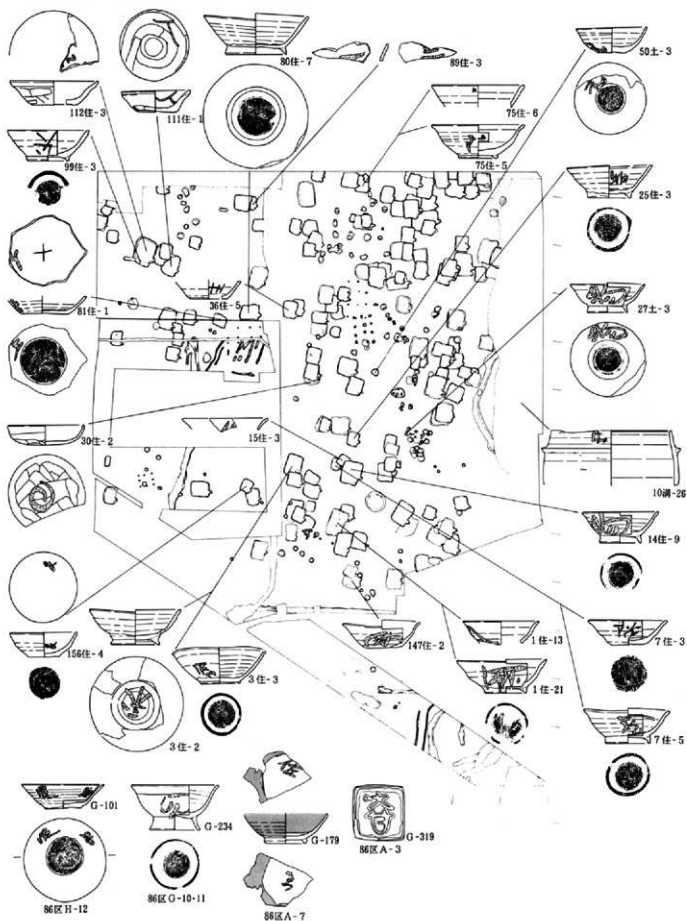
先に述べたように、土器に墨書するという行為は、日常什器とは異なるという非日常の標識を施すことであり、祭祀用に用いる土器を日常什器と区別し、疫神・祟り神・悪霊・鬼等を含んだ意味においての「神仏」に属する器であることを明記したのと言え。文字を呪術的なものとして受容したところに、古代の在地社会の特質があるわけであり、宮都や官衙において本来的に用いられていた墨書土器の用途・機能からはかけ離れ、祭具として東国を中心とする在地社会に浸透していったわけである。10世紀を境にして、全国各地において急速に減少していくという現象は、文字が文字本来のものとして在地社会に受容されはじめたことに伴い、在地社会の人々が感じていたであろう文字そのものの呪術性が急激に薄れていったことによるのではないだろうか。

下芝五反田遺跡出土の墨書・刻書土器も、集落内における祭祀・儀礼等の行為に伴って使用されたものであり、記された文字にばらつきはあるとは言うものの、集落内における家・戸・あるいは住居単位などの各種の集団の標識的文字であると位置づけるのが妥当であろう。

## V 考 察

### 主要参考文献

- ・阿久津久「かまどにみる祭祀の一形態」(『日立史叢』7 1994)
- ・天野 勇「下総国印旛郡村神郷とその故地」(『千葉県文化財センター研究紀要』10 1986)
- ・ # 「古代東国村落と集落遺跡」(『千葉県文化財センター研究紀要』16 1995)
- ・荒木敏夫「古代国家と民間祭祀」(『歴史学研究』1986年増刊号 1986)
- ・ # 「古代の祭りと遊び」(『日本村落史講座』6 1992)
- ・大竹直樹「関東地方出土の土人面墨書土器小考」(『史叢』18 1985)
- ・鬼頭清明「墨書土器の一考察」(門脇慎二編『日本古代国家の展開』下 思文閣出版 1995)
- ・桐原 健「神鏡を盛る土器・家神を祀る土器」(『信濃』31-1 1976)
- ・栗田則久「旧香取郡出土の墨書土器」(『古代』83 1987)
- ・ # 「出土文字資料について」(千葉県文化財センター「佐原市吉原山王遺跡」1996)
- ・ # 「古代集落と墨書土器」(『月刊文化財』362 1993)
- ・棚原英司「記号墨書を主体とする出土例」(『月刊文化財』362 1993)
- ・笠生 衛「奈良・平安時代における夜神鏡の諸祠一杆(碗)・血形人面墨書土器とその祭祀」(『二十二社研究会編「平安時代の神」と祭祀』国書刊行会 1986)
- ・関 和彦「風土記」社会の認識相一その3ー(『風土記研究』8 1989)
- ・ # 「古代村落の再検討と村落首長」(『歴史学研究』1991年増刊号 1991)
- ・ # 「物部郷長の世界」(群馬県埋蔵文化財調査事業団「矢田遺跡」II 1991)
- ・ # 「矢田遺跡と貴粟」(群馬県埋蔵文化財調査事業団「矢田遺跡」III 1992)
- ・田形孝一「西上総における奈良・平安時代の出土文字資料」(『君津郡市埋蔵文化財センター研究紀要』V 1991)
- ・ # 「集落から村落へ(1)」(『千葉県文化財センター研究連絡誌』47 1996)
- ・眞淳一郎「都城における墨書人面土器祭祀」(『月刊文化財』363 1993)
- ・津野 仁「地方官が遺跡出土の墨書土器」(『古代』89 1990)
- ・ # 「土器に書かれた文字」(『考古学ジャーナル』328 1991)
- ・ # 「地方官衙の墨書土器」(『月刊文化財』362 1993)
- ・東野治之「墨書・刻書土器の意義」(群馬県史編纂官編「群馬県出土の墨書・刻書土器集成」2 1992)
- ・神山英樹「栃木県出土の墨書土器と遺跡」(『考古学』7 1987)
- ・ # 「古代集落遺跡出土の墨書土器」(五口時雄生古物記念事業会編「古代集落の諸問題」1988)
- ・ # 「集落遺跡出土墨書土器の性格一斑」(『藤考古』8 1990)
- ・ # 「墨書土器と集落遺跡」(『歴史評論』538 1995)
- ・ # 「墨書土器研究の一視点」(『大平台史』13 1995)
- ・平川南・栗田則久・石田広美「千葉県吉原山王遺跡出土の墨書土器」(『考古学雑誌』71-3 1986)
- ・平川南・天野勇・黒田正典「古代集落と墨書土器—千葉県八千代市村上込の内遺跡の場合—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』22 1989)
- ・平川 南「庄内遺跡出土の墨書土器」(小原市遺跡調査会「小原市遺跡」1990)
- ・ # 「墨書土器とその字形—古代村落における文字の実相—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』5 1991)
- ・ # 「墨書の農村—東国村の村落」(日本村落史調査委員会「日本村落史講座」2 1991)
- ・ # 「墨書人面土器と文字」(『藤考古学』24 1991)
- ・ # 「土器に記された文字」(『月刊文化財』362 1993)
- ・ # 「厨」墨書土器論(『山梨県史研究』1 1993)
- ・ # 「古代人の死と墨書土器」(『国立歴史民俗博物館研究報告』68 1996)
- ・平野 修「宮岡遺跡における墨書土器の展開」(山梨県考古学協会「山梨県考古学論集」II 1989)
- ・ # 「山梨県における特殊文字を記した墨書土器と線刻土器」(『山梨県考古学協会誌』5 1992)
- ・ # 「山梨県内出土の墨書土器と線刻土器」(『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』4 1992)
- ・増尾伸一郎「日本古代の呪符木簡・墨書土器と疑偽経典」(『東洋の思想と宗教』13 1996)
- ・松村直司「特異 墨書土器の世界から」(『月刊文化財』363 1993)
- ・ # 「古代東国集落の諸祠一村と都の暮らしー(栃木県立しもつけ風土記の丘資料館「古代の集落—しもつけのむらとその生活—」1995)
- ・ # 「古代集落と在地社会」(佐藤信・五味文彦「土地と在地の世界をさぐる—古代から中世へ—」山川出版社 1996)
- ・水野正好「まじないの考古学—事始」(『ごどろめん』18 1987)
- ・ # 「沼橋除災—その考古学—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』7 1985)
- ・宮藏文二「古代村落と墨書土器—千葉県八千代市村上込遺跡の検討—」(『史叢』44-2 1985)
- ・ # 「古代東国村落史研究への一視点」(『物質文化』51 1989)
- ・ # 「香取神宮神戶集落と童女の資遺文書—千葉県佐原市吉原山王遺跡出土の墨書土器の検討から—」(『古代史研究』9 1990)
- ・ # 「墨書土器と集落遺跡」(『藤考古学』24 1991)
- ・ # 「日本古代の村落と開発」(『歴史学研究』1992増刊号 1992)
- ・ # 「開墾出土の墨書土器について」(葛飾区遺跡調査会「立石遺跡」III 1993)
- ・ # 「矢田遺跡出土の平安朝における文字資料について」(群馬県埋蔵文化財調査事業団「矢田遺跡」III 1992)
- ・ # 「埼玉川河川敷出土の刻書土器について」(群馬県埋蔵文化財調査事業団「上野国分僧寺・尼寺中間地域」8 1992)
- ・ # 「多胡蛇黒遺跡出土の墨書土器と漆器」(群馬県埋蔵文化財調査事業団「多胡蛇黒遺跡」1992)
- ・ # 「古代の鏡印についての復書」(『古代史研究』11 1992)
- ・ # 「則天文字の導入」(『月刊文化財』362 1993)
- ・ # 「二之宮宮下遺跡出土の墨書土器について」(群馬県埋蔵文化財調査事業団「二之宮宮下東遺跡」1994)
- ・ # 「古代東国の村落と文字」(関和彦編「古代王権と交流2 古代東国の民衆と社会」名著出版 1994)
- ・ # 「群馬県吉井町黒熊中西遺跡出土元暦四年銘磁石をめぐって」(『前大史学』10 1996)
- ・ # 「元総持寺田遺跡出土の文字資料」(群馬県埋蔵文化財調査事業団「元総持寺田遺跡」III 1996)
- ・ # 「富岡市下高瀬上野原遺跡出土刻書土器をめぐって」(群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要 14 1997)
- ・ # 「墨書土器が語る在地の信仰」(『歴史学研究』703 1997)
- ・ # 「東国集落遺跡出土の人面墨書土器についての1考察」(『神奈川地域史研究』16 1998)

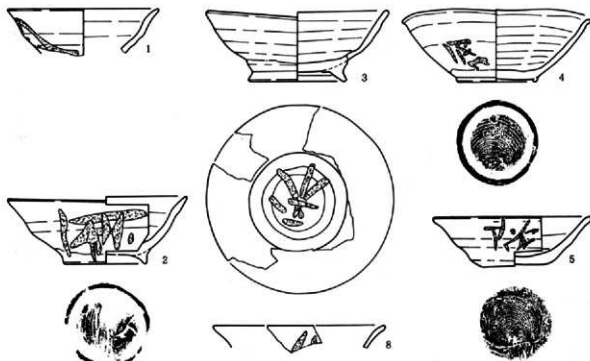


第602図 下芝五反田遺跡墨書・刻書土器等出土図

V 考 察

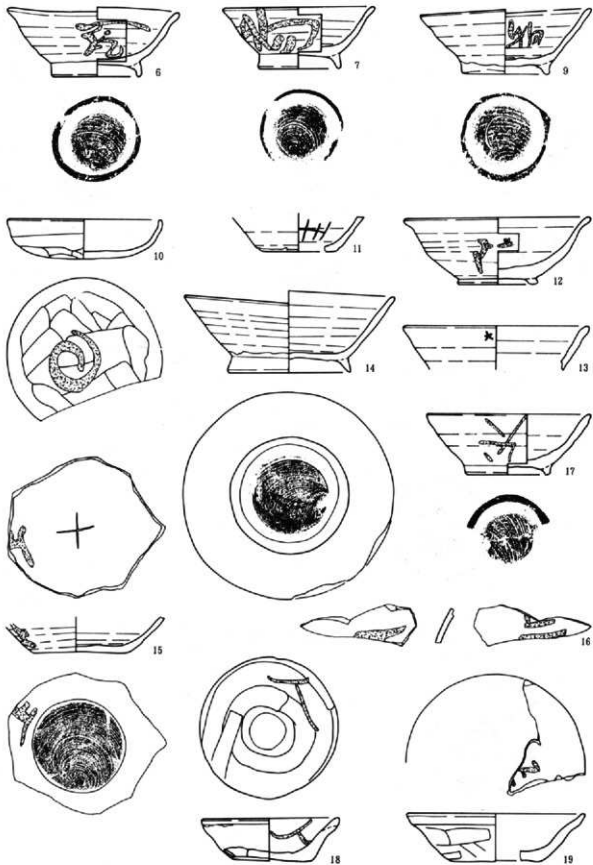
第9表 下芝五反田遺跡出土墨書・刻書土器一覽（簡記号施印は除く）

遺構番号	器 種	器 形	墨書・刻書の部位・方向・位置	種 別	契 文	遺物年代	遺構年代観
1 1号住居-13	須恵器	椀	体部 外面 正位	墨書	□	10C-1	←
2 1号住居-21	須恵器	椀	体部 外面 正位	墨書	物	10C-1	←
3 3号住居-2	須恵器	椀	底部 外面	墨書	八 木	10C-1	←
4 3号住居-3	須恵器	椀	体部 外面 斜位	墨書	□	10C-1	←
5 7号住居-3	須恵器	椀	体部 外面 正位	墨書	物	9C4~10C1	←
6 7号住居-5	須恵器	椀	体部 外面 正位	墨書	万 得	9C4~10C1	←
7 14号住居-9	須恵器	椀	体部 外面 正位	墨書	物	10C-1	←
8 15号住居-3	須恵器	椀	体部 外面	墨書	□	10C-1	←
9 25号住居-3	須恵器	椀	体部 外面 正位	墨書	物	10C-1	←
10 30号住居-2	土師器	杯	底部 外面	墨書	●	8C-4	9C-4
11 36号住居-5	須恵器	椀	体部 内面 正位	刻書	卅	9C-4	11C中葉
12 75号住居-5	須恵器	椀	体部 外面 正位	墨書	神	10C-2	←
13 75号住居-6	須恵器	椀	口縁部 外面 正位	刻書	大	10C-2	←
14 80号住居-7	須恵器	椀	底部 外面	墨書	上	9C-3	←
15 81号住居-1	須恵器	椀	体部 外面 正位 体部 内面 正位	墨書	上 上	9C-3	←
16 89号住居-3	須恵器	椀	体部 内面	墨書	□	不明	9C前半
17 99号住居-3	須恵器	椀	体部 外面 倒位	墨書	犬	10C-1	←
18 111号住居-1	須恵器	椀	体部 内面 正位	墨書	人	10C-1	←
19 112号住居-3	土師器	杯	体部 内面	墨書	□	10C前半	←
20 147号住居-2	須恵器	椀	体部 外面 正位	墨書	物	9C-4	←
21 156号住居-4	土師器	杯	体部 内面 横位	墨書	□	10C-2	←
22 27号土坑-3	須恵器	椀	体部 外面 正位	墨書	物	10C前半	←
23 50号土坑-3	須恵器	椀	体部 外面 正位	墨書	物	10C中葉	←
24 10号溝-26	須恵器	羽 蓋	口縁部 外面	刻書	中	10C中葉	←
25 遺構外-101	須恵器	椀	口縁部 外面 正位	墨書	□・物	9C-4	←
26 遺構外-179	須恵器	椀	体部 外面 正位	墨書	物	10C-2	←
27 遺構外-234	灰輪陶器	椀	底部 外面 底部 内面	墨書	千山(正)位	10C前半	←



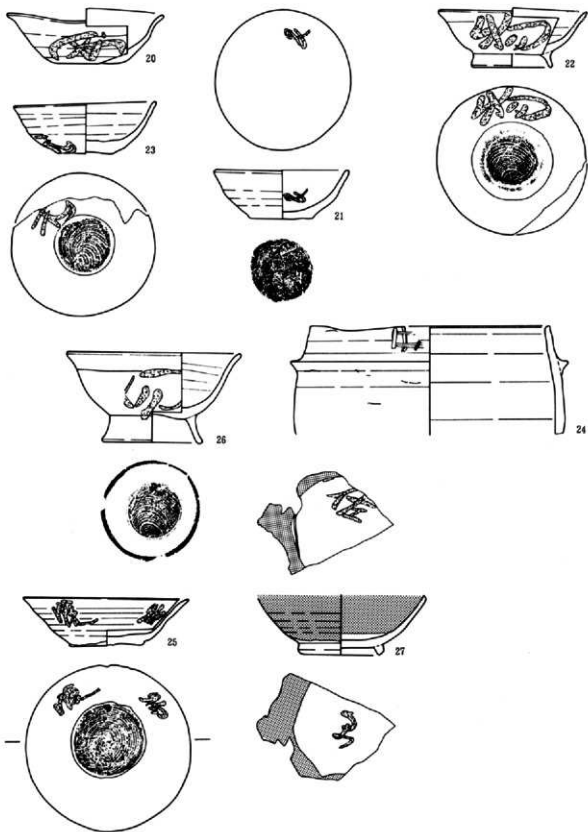
第603図 下芝五反田遺跡出土墨書・刻書土器集成図(1)

4. 下芝五反田遺跡出土の墨書・刻書土器について



第604図 下芝五反田遺跡出土墨書・刻書土器集成図(2)

V 考 察



第605図 下芝五反田遺跡出土墨書・刻書土器集成図(3)

## 5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印

高島英之

### 1. 下芝五反田遺跡出土の銅印

北陸新幹線の建設工事に伴う箕郷町下芝五反田遺跡の調査で、86区A-3グリッドの浅間B軽石下の水田耕土中から銅印が出土した。周知のように銅印は通常、鈕の形態によって、上端部が円弧状を呈するものを「弧鈕」と、頭部全体が花弁状を呈するものを「苔鈕」と分類されているが、本例は「鶏頭鈕」「苔鈕」の範疇に属するものである。全高は3.1cm、鶏頭状のつまみまでの高さは3.1cmで、つまみの最大径は2.2cm、つまみには径0.45cmの穴が開けられている。印面の大きさは外郭で2.7cm四方、外郭線内でおよそ2.1cm四方で、方1寸以下である。鈕の基部と印台部の差は不明瞭で、画線等はなく、鈕から印台部にかけて緩やかな傾斜を描いている。

印文「犬甘」は氏族名で、「犬飼」と同義である。印文が氏族名であるところから見て私印であると考えられる。本遺跡からは他に「犬」と記された墨書土器も出土しているので、付近一帯に犬甘=犬養氏の居住が想定できる。なお、古代の上野国における犬甘=犬養氏に関する史料としては、他に『統日本後紀』承和10年(843)条に、新田郡の犬養子羊・真虎兄弟の名が見られるのみである。群馬県内における銅印の出土例としては13例目であり、氏族名が記された私印としては、高崎市矢中村東遺跡出土の「物部私印」に次ぐ例とすることになる(第11表)。第11表に見るとおり、我が国古代の私印の出土例・印影の類例の中でも、2字で表現されるものは珍しく、その中でもさらに氏族名となると稀有な例ということになる。形態から見れば古代の私印の類例に通有な形状を呈している。

### 2. 日本古代の印章

凡そ印章とは、自己を表現し、自己の権利・権限・所有を表現するための手段の一つとして、洋の東西

を問わず古来より多くの地で用いられてきたものであった。一般に印章の用途・目的とするところは、所有権の表示、内容の漏洩を防止するための封印、行為の主体及びその有する権利・権限・職務等を表示し、確認するための証印、等であったとされている。

周知のように『統日本紀』大宝元年(701)6月己酉条に、

遣使七道、宣告依新令為政、及給大租一之状、併頒付新印樣。

と、あるいは『扶桑略記』大宝2年(702)2月乙丑条に、

諸国司等始賜印鍵。

とみえるように、わが国においても隋・唐の印制にならって、大宝令制の成立によって本格的な印章制度が確立したと言われている。

律令国家は行政の技術として文書を重要視し、これを高度に発達させて支配の手段とした。すなわち、行政上のあらゆる命令・指示・報告等が文書を媒体として達せられる文書主義がとられたわけであるから、『類聚三代格』所引の貞観10年(868)6月28日付太政官符中に、

(前略)印之為用、実在取信、公私擬此則決疑。(後略)

とみえるように、公文書に押されることによって支配権限の所在を明らかにするものとしての役割を担っており、印章及び捺印行為の意義たるやまことに重大であったと言えるだろう。印章とはまさに律令制支配の象徴であった。公式令天子神璽条には、

内印方三寸、五位以上位記、及下諸国公文則印、外印方二寸半、六位以下位記、及太政官文案則印、諸司印方二寸二分、上レ官公文及案、移、牒則印、諸国印方一寸、上レ官公文及案、調物則印。

凡行公文、皆印事状、物数、及年月日、併署、

## V 考 察

継起、鈴伝符刻数一。

とあり、天皇の印たる内印をはじめ、太政官印である外印、諸司印、諸国印の4種の印が示され、それぞれの寸法・用法等の委細が示されており、また、版牧令胸牛条には、官の牛馬に押す畜産印について規定されている。さらにこれらの他に、公式令にはみえないが、印影や実物から伺い知ることの出来るものとして、國倉印・郡印・郷印・僧綱印・国師印・社寺印、それに私印など、多種多様な印章の存在が知られている。

### 3、古代の私印の形態について

発掘調査によって出土する古代の印章のほとんどは私印である。奈良・平安時代の現存する文書の印影にみえる私印としては第10表の通り22例ほど認められる。また第11表の通り、出土品・伝世品など現存する古代の私印は138例、鋳型片2例、印影が押された土器・瓦片は5例ほど確認できる。

前述したように銅印は通常、鈕の形態によって、上端部が円弧状を呈するものを「弧鈕」と、頭部全体が花卉状を呈するものを「荅鈕」と分類されているが、鈕の形態が判明する138例の内113例が荅鈕であり、荅鈕のものが圧倒的多数を占めている。一般的に弧鈕・無孔のものが奈良時代の官印の特徴であり、平安時代になると荅鈕・有孔のものに変わっていくと言われているが、確実に奈良時代に遡る銅印が非常に限られていることや、現時点において確実に奈良時代の私印と言える資料が存在しないことからみれば、厳密な形態学的検討を経ない上で、一概にそのように方向付けてしまうことには無理がある。

私印の現存例を見ると、大多数の荅鈕のものなかでも、花卉状の開きの大小・切り込みの深淺、造作の精粗など形態は多種多様である。印面の形態からみれば、圧倒的に単郭のものがほとんどであるが、第11表—31・32・40・55等ごく少数ながら2重郭のものも存在する。このような形態の差異が何に拠るのか、例えば年代的な差異や制作工房の違いによる

差異なのかどうかは不明確であるが、私印であっても、使用形態から言っても鋳造制作の技法面からみても一般的な集落などで作成できるようなものではなく、官衙等の工房に発注されたものと考えられる。

印面の法量の点を見ると、私印についてはじめて公的に規定した『類聚三代格』巻17所引の貞観10年(868)6月28日付太政官符では「但一寸五分以爲二其限一」とみえるように、他の官印と明確に識別するために印面の大きさを方1寸5分以内に制限している。第11表・第607～615図に掲げた古代の私印の現存例では唯一、茨城県水戸市アラヤ遺跡出土の「桶弓」印(第11表—4)が、また文書にみえる印影では、弘仁9年(818)3月27日付の酒人内親王施入状にみえる「酒」印(表10-13)だけが方1寸5分の大きさを越えている。「桶弓」印の年代は明確ではないが、酒人内親王施入状は私印の印面寸法が方1寸5分以内と明文化される以前のものであるから、必ずしも奇異なことではなからう。この貞観10年の太政官符で印面の法量が規制される背景には、当然、官印に準ずるような大きさの私印の例が多数存在した事実が存在したのだろうが、現存・印影で確認できる古代の私印の例がほぼ方1寸5分以内に収まっているところからみれば、一方で、私印の印面をおおむね方1寸5分以内にするという規制が、不明文ながら、かなり以前から存在していたということも言えるのではないか。なお、この下芝五反田I遺跡出土の「犬甘」印の大きさは方1寸以下であり、1寸5分以下とした私印の法量規定の範疇にも収まっている。

### 4、史料にみる古代の私印

よく知られているように、私印についてはじめて公的に規定したのは、『類聚三代格』巻17所引の貞観10年(868)6月28日付太政官符である。

太政官符

応令一封家一印事。

右撰格所起請言、印之為用、实在取信。公私此則決嫌疑。而案公式令、唯有一諸司之



印、未見臣家之印。媿有勢諸家皆私鑄作、進レ官文外、皆潛印レ之、積習成レ常、無復疑慮。夫事不獲レ己、人所必行、於公無害理宜容許。加之、太政官去齊衡三年六月五日封家調庸物可放捺印日取之状、下知已終。然而使用之制未詳、至今猶放白紙、家可離掌爭論無絶。伏望、令諸封家皆用印、但一寸五分以為其限、外於公家備於私用者。(後略)

貞觀十年六月二十八日

この官符によると、この時点では未だ私印が公認されていないこと、私印の使用は公然とはなく、内々に行われていたことなどが判明する。しかしそれはやむを得ず行われていることであり、文書に捺印の無いことによって、封家の家司や権掌間の争論が絶えず、混乱をきたす元となっているので私印の使用を公認するというのである。さらに他の官印と明瞭に識別するために、印面の大きさを一寸五分以内に制限した(前掲公式令公文条によれば、内印方三寸、外印方二寸半、諸同印方二寸二分、諸国印方二寸)。ここに私印の制度が公的に確立するわけであるが、この官符の文中にも「有勢之諸家皆私鑄作、進レ官文外、皆潛印レ之」とあるようにこのような命令が出される背景には、すでに私印が広く用いられていた事実がある。

史料上確認できる最古の私印の使用例は、この貞觀10年の太政官符より110年遡る『統日本紀』天平宝字2年8月甲子(25日)条に、

甲子、以紫微内相藤原朝臣仲靈任太保。(中略)別靴鑄錢・華履及用惠美家之印。

とあるように、藤原仲麻呂に「惠美押勝」の名を賜るとともに、その家を「惠美家」と称し、私印として「惠美家印」が使用されたのである。

また『統日本紀』宝龜2年(771)正月壬戌(4日)条には、

壬戌。自天平神護元年以來、僧尼度緣、一切用道鏡印、印之。至是復用治部省印。

とみえる。僧尼得度の公驗には、本来、治部省印を要していたのだが、天平神護元年(765)以来、道鏡

## 5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印

の私印に取って代わられていたと言うのである。天平神護元年は道鏡が太政大臣禪師に叙任された年であり(『統日本紀』天平神護元年閏10月己丑条)、私印の性格としては前掲の藤原仲麻呂に許された「惠美家印」に類似する。

なお、前二の史料よりはかなり年代が下がる史料であるが、藤原氏の氏長者が、氏長者の地位を象徴するレガリアとして朱器・大盤とともに長者の印を伝領することは、『中右記』寛治8年(1094)3月11日条に、

參・関白殿、依・朱器・大盤渡、(中略)小櫃一合、印鍵、小櫃一合印鍵(中略)入・朱器、(中略)藤氏長者印也。

とみえることや、また『略略』康和2年(1100)10月6日条に

六日、有・藤氏長者事、戊時許惟信朝臣持来朱器併大盤、唐櫃、斤。請・氏印事、不・委、(後略)

とみえるようによく知られているが、その印の実態については不明確な点が多い。表10-18の延喜20年(920)9月11日付右大臣藤原忠平家牒にみえる「藤」印がそれに当たるのか否かも明確ではない。ただ、当時の忠平は既に兄仲平を越えて長者になっているので、これが長者印であったとしても何ら不思議はない。かなり特異な事例ではあるものの、私印の範疇に入るものであることには相違あるまい。

また藤原行成の『權記』の長保4年(1002)10月3日条には、

早朝淑光朝臣持来成字印文、即差・茂方、遣・内匠服時方許、家印未レ鑄、九条殿例、任・宰相・給之後有・此事。

と、彼の私印に関する記述がみられる。自らの名である「行成」の内の1字「成」をとって1字印の家印を造ろうとしたというのである。

また『台記』久寿2年(1155)4月27日条にみえる藤原頼長の私印「頼」印に関する記事も、これまでも印章関係を論じる際には必ずと言ってよいほど引用されており、古代の私印を考える上で重要な史

## V 考 察

料である。この「頼」印は、頼長が左大臣・内覧・兵杖の辞退を上表するに際して、それまで彼が所持していた私印に代えて新たに私印を改鑄したものであった。『台記』の記事によればその印の法量は、

印、以銅鑄之、方一寸九分、高一寸八分。(後略)

とのことであった。頼長はこのとき藤原氏の氏長者でもあったのだが、印文に自分の名前の一文字をとっているところからみても、これは長者印とは別の自家の印ということになろう。

### 5. 私印の印文

先述したように、第10表の通り、奈良・平安時代の現存する文書の印影にみえる私印としては22例があり、第11表・第607～615図の通り、出土品・伝世品など現存する古代の私印は138例、鑄型片2例、印影が押された土器・瓦片は5例ほど確認できる。それらを見ると4字印・2字印・1字印など、字数や印文・法量などは多種多様である。出土例や伝世品では資料自体の年代が明確でないものが多いが、年紀が判明する文書の印影から判断するならば、奈良時代の私印には4字のものが多いように見受けられる。また光明皇后の「内家私印」(第10表-1)「積善藤家」印(第10表-2)、藤原仲麻呂の「惠美家印」など最高権力者たちの私印が4字であることや、印影・現存例とを比較して勘案するならば、4字で構成するのが本来的な私印の形態であったと見られよう。このことは内印・外印をはじめ、官印がすべて4字で構成されることに倣ってのことであると考えられる。ただ、「桃」印(第10表-3)、「書」印(第10表-4)、「足万」印(第10表-9)等のように既に奈良時代においても1字ないし2字の印が使用されており、中には佐伯宗嗣今毛人の「佐」印(第10表-11)や酒人内親王の「酒」印(第10表-13)のように皇族・上級貴族の私印にも1字印が使用されており、私印であるだけに書式にはあまり厳密な斉一性はなかったと考えられる。

文書の印影や現存例を検討するならば、4字で構

成される私印は、

①人名を4字で表現するもの。

②人名を3字で表現し、文末を「印」で結ぶもの。

③文末を「私印」「之印」「家印」で結ぶもの。

の、3パターンにおよそ分類できる。

古文書に押捺された印影から見ると、4字で構成される私印のみならず、2字・1字の私印も人名の1部を省略したものと考えられる。先に引用した『権記』長保4年(1002)10月3日条の藤原行成が「行成」の内の1字「成」をとって1字印の家印を造ろうとした記事や、『台記』久寿2年(1155)4月27日条にみえる藤原頼長の私印「頼」印に関する記事もからも1字印の印文は印の主体者の名前から採られた場合があったことが判明する。人名を2字・1字に略する場合でも、「成」、「頼」、「書」(第10表-4)、「足万」(第10表-9)、「宮衣」(第10表-10)のように名前の方を略記するものと、「桃」(第10表-3)、「佐」(第10表-11)、「藤」(第10表-18)のように氏の方を略記するものがあるなど、ここでも斉一性がなく、印の主体者の好みによって自由に印文が選び採られたのだろう。印影・現存例ともに類例からみても、それらの印文は実に多種多様であるが、4字印のなかでも「山常私印」(第10表-21)、「丈龍私印」(第11表-3)、「丈永私印」(第11表-5)、「錦衣私印」(第11表-10)、「池長私印」(第11表-24)、「臣永私印」(第11表-35)、「王酒私印」(第11表-36)、「若鳥私印」(第11表-38)、「高有私印」(第11表-43)、「長良私印」(第11表-46)、「王強私印」(第11表-47)、「伯万私印」(第11表-48)、「日益私印」(第11表-85)、「今福私印」(第11表-91)、「曾吉私印」(第11表-91)、「私福私印」(第11表-93)、「土全私印」(第11表-113)、「濱守私印」(第11表-114)、「橋高私印」(第11表-145)などは、例えば「丈永私印」(第11表-5)では「丈部永某」と言うように、人名の氏と名を1字ずつ探って略記したものと考えられ、私印の印文は概して人名の1部から選び採られたものが主流をなすと考えて大過ないだろう。

## 5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印

文書に残された印影からは、それぞれの文書の発給者がわかるので、1字印もほとんどすべてが人名の1部を表記したものと判明し得たのであるが、現存例では「証」(第11表-41)、「印」(第11表-28)、「識」(第11表-22)、「私印」(第11表-17)等、印を押捺する行為・目的そのものを印文としたものや、印影では「去邪行正」印(第10表-17)のような成語を印文にしたものも存在している。このような印文は私印の機能を検討する上で有効な手がかりを与えてくれるものであり、次節で詳しく触れるが、1字印のすべてが必ずしも人名の一部を表現したものとはいえないのである。1字印の印文を観察すると、所謂吉祥句的な語が目立つが、当然のことながら吉祥句は地名・人名に好んで用いられる。このあたりは墨書土器の字句の解釈と同様、1字のみではいかようにも解釈可能なので、印文を見ただけで安易に人名の一部であるとか吉祥句であるとか分類してしまうわけにはいかないだろう。ただ「去邪行正」印のような成語印が存在しているところからみれば、1字印の中には必ずしも印の主体者の人名の1部を表現したものばかりではなく、人名とは何ら関わりのない、純然たる吉祥句を1文字採って印文としたものが存在する可能性も全く否定できないのである。

## 6. 私印の用途と機能

私印の用途と機能を解明するには、奈良・平安時代の現存する文書にみえる私印の印影を検討するのが、最良の方法であろう。

奈良・平安時代の現存する文書の印影にみえる私印は、第10表の通り22例ほど認められる。このうち、光明皇后の私印と考えられている「内家私印」(第10表-1)「積善藤家」印(第10表-2)については、印の主体者が主体者であるだけに特殊な事例と考えてよく、両者とも紙の継目に押されている(但し「積善藤家」印は巻末にも押されている。)。この光明皇后の私印2種は継目印であるが、押捺されているのが文書ではなく典籍でもあり、性格としては蔵書印

に近いものと考えられているので、他の私印とは別個に考えておくべきであろう。他では、経師・鴨書手の私印と考えられている「書」印(第10表-4)のうち天平勝宝3年(751)4月5日付写経所解に押されているものと、「山常私印」(第10表-21)の内、承保4年(1075)4月12日付の法隆寺金剛三昧堂際に押されたものとが継目裏に押されている以外は、すべて紙面に押されており、押捺の方法はおおむね官印と同じと言ってもよい。弘仁9年(818)3月27日付の酒人内親王施入状にみえる「酒」印(第10表-13)は、奈良・平安時代の現存文書に見える私印の印影の中では最大であり、方1寸6分半を計るが、光明皇后の私印とされる「内家私印」(方1寸3分)・「積善藤家」印(方1寸4分)よりも大きく、かなり特異な存在であると言えるが、文書の表面1面に整然と60顆も押されていて、これも公文書における官印押捺の方法と全く同じ形態である。

正倉院文書等現存する奈良時代の文書をみると、個人差出の文書にはかえって私印の押捺されているものの方が多いわけであるから、奈良時代から平安時代前期にかけては、私印が必要不可欠ではなかったわけである。また、それ故にこそ前掲の貞観10年(868)6月28日付太政官符が出された段階で「至レ今猶放二白紙一、家司雄掌争論無レ絶。」と述べられるような事態を招来することになったのだろう。

前節で述べたように、私印の印文は概ね印の主体者の人名から採ったものが主流をなすと考えられるが、現存例には「証」(第11表-41)、「印」(第11表-28)、「識」(第11表-22)、「私印」(第11表-17)等、印を押捺する行為・目的そのものを印文としたものも存在する。これでは印としての個性がなく、押捺の主体を特定することはできない。文書の印影にみられる藤原有実の「去邪行正」印(第10表-17)もそのような意味では同様である。こうした印が私印として存在していることは、やはり先述したように個人もしくは私家発給の文書には必ずしも私印が欠くべからざるものではなかったことによるのだろう。また、荻野三七彦氏が早くに指摘されているよ

## V 考 察

うに、「宝□私印」が75顆も押されている貞観18年(876)1月25日付近江国愛智庄定文(第10表-15)の書止には、年紀及び発給主体である前豊前講師大法師安實の自署の次に、「依レ疑捺二私印一。」との文言が記されているが、わざわざ文中に「本文書の疑いを避けるために私印を押す。」と注記しているところからみても、私文書にあっての私印押捺の意味は、文書の内容が正しいことの証明と、偽造・抹消・改竄の防止であり、印が押捺されていること自体に意義があるのであって、印文が人名や人名の一部、あるいは「私印」・「印」・「証」・「職」といった印章押捺の行為そのものやその目的を表す文言、さらには「去邪行正」のような成語であっても、何等差し障りは無かったと言うことが出来るのではないだろうか。

### 7. 家印と個人印

ところで、これまで私印として一概に扱ってきたが、周知のように私印の中には「家印」と「個人印」の2種類が存在する。公式令集解天子神璽条には「問。諸司印者、未レ知。坊官及家司何。額云、坊官可レ給也、但家司不レ可レ給」とあり、有品親王と職事3位以上の家政機関は家司職員令に規定されている正規の官用であるにも関わらず中央政府から官印が支給されなかった。これは、令制では本来的には私印の使用を認めていなかったことに因るのだろうが、このことは後に私印が公認された後も、各家においてそれぞれの好む所によってまちまちに家印が造られることになり、結果的に私印の多様性を導くことになったのである。

藤原仲麻呂の「恵美家印」・「藤氏長者印」・藤原行成の造らうとした「成」印・藤原頼長の「頼」印等や、印影にみえる佐伯宿禰今毛人の「佐」印(第10表-11)・酒人内親王の「酒」印(第10表-13)・藤原有実の「去邪行正」印(第10表-17)・藤原忠平の「藤」印(第10表-18)・平清盛の印文不明の私印(第10表-22)等は、特に後3者が家政機関発給の文書であり、家印と考えた方がよいだろう。現存例にも

「申田宅印」(第11表-7)・「田村家印」(第11表-13)等のように「家印」と明記するものが存在している。また、前掲の貞観10年6月28日付太政官符の規定も、厳密には家印に関するものである。第2節でみたように藤原行成の「権記」長保4年(1002)10月3日条に、自らの名の1字「成」をとって1字印の家印を造らうとしたとあるが、その記事の中でこの印のことを「家印」と記している。またその中で「九条殿例(節輔)、任二宰相一給之後有二此事一。」と記されている点は、藤原師輔が三位に叙位され令上の家司が付されるを機に家印を造ったと言うことを意味しているのだろう。

また家印と言っても各家に数代に亘って伝存・使用されたものばかりではない。「藤家長者印」は代々藤原氏の氏長者に伝領されたことは確実であり、また藤原仲麻呂の「恵美家印」・佐伯宿禰今毛人の「佐」印(第10表-11)・藤原有実の「去邪行正」印(第10表-17)・藤原忠平の「藤」印(第10表-18)等は、印文からは同氏中の特定の個人に限定できないので、各家において数代に亘って使用された可能性もあるが、酒人内親王の「酒」印(第10表-13)・「台記」久寿2年(1155)4月27日条にみえる藤原頼長の「頼」印・「権記」長保4年(1002)10月3日条にみえる藤原行成の「成」印などは、特定の個人名を印文としたもので、その人物1代限りの家印と言うことになる。皇族や上級貴族の場合はそれぞれ家政機関が存在し、仮にその本人個人が発給した文書であったとしても、個人間の私信以外では文書発給には家政機関が関わるわけだから、そこに押捺される私印は家印と言うべきであろう。藤原氏の氏人全体を統率する氏長者の印とは別に各家ごとにそれぞれ家印を有していたことは、第2節でみた藤原頼長の「頼」印の例から判明するが、氏長者印自体も家印であることには相違ないわけだから、家印の重層構造とも称せよう。ただ「台記」に「一人不レ可レ有二二印一故也。」とみえるので、氏長者が長者印と自家印とを共に所持する場合以外には、1家もしくは1人で複数の印は所有できなかったようである。

『続日本紀』宝龜2年(771)正月壬戌(4日)条によれば、道鏡が太政大臣禪師に叙任された天平神護元年(765)から、僧尼得度の公驗には治部省印に代えて「道鏡印」が押捺されたという。荻野三七彦氏はこの「道鏡印」を個人印と考えておられるが、治部省印の代わりに公文書に機能していたわけであり、文書発給や押印のことを担当したのは道鏡の家政機関と考えられるから、太政大臣禪師道鏡家印としての役割を担っていたと考えた方がよいのではないだろうか。周知の通り道鏡はその後の天平神護2年(766)に法王となり(『続日本紀』天平神護2年10月癸亥条)、神護景雲元年(767)3月にはその機関として「法王宮職」が設置され(『続日本紀』神護景雲元年3月己巳条)、神護景雲3年7月には「法王宮職印」も使用されるようになったが(『続日本紀』神護景雲3年7月乙亥条)、僧尼得度の公驗には「法王宮職印」に代えずにその政権の終焉まで「道鏡印」が使用されようである。すなわち「道鏡印」には官司印としての「法王宮職印」を超える権威が付されていたということになる。法王就任後に「法王印」が鑄造・使用されたとする記事は見あたらないので、あるいは道鏡の法王就任後は「道鏡印」自体が「法王印」的な機能を有していたと考えられる。「道鏡印」自体は本来的には私印であることには相違ないが、僧尼得度の公驗に治部省印に代わって使用され、さらに「法王印」的にも機能していたとすれば、いずれにしても用途と機能の面では私印としての範疇を大きく逸脱するものであったと考えられる。

一方、正倉院文書にみられるような下級官人の私印は(第10表-3~10)、個人印と位置づけられる。また現存例にも「申田宅印」(第11表-7)・「田村家印」(第11表-13)等のように「家印」と明記するものが存在しているものの、出土遺跡や印の出土状況からみて家印ではなく個人印であろう。他の現存例もすべてが個人印と考えられる。そもそも家印と個人印の相違は、それらが押捺されるべき文書の発給主体が純然たる個人か家政機関かの違いに因るのであるが、当然の事ながら家印は貴族階級に限られる

## 5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印

ものであり、正倉院文書の例にあるような下級官人などが差出す文書に押捺されるのは個人印しか有り得ないわけだから、家印と個人印の違いは、本質的にそれほど厳密なものとは言えない。また印章の機能自体や押捺の方法にもほとんど差異はないと言ってよい。

## 8. 祭祀遺物としての私印

いまひとつ私印の機能として触れておかなければならないことは、印の持つ呪術性及び祭祀的な役割についてである。

よく知られているように、国印と府庫の鑰とが、国府の権威の象徴として印鑰社に祀られることは、往々にして見られることであり、今日まで伝存している古代印の中には、官印・寺社印ではない明らかに私印であるにも関わらず、印章そのものが神体として奉斎されていたものも少なくない。また伊勢神宮に伝存する「大神宮印」・「内宮政印」・「豊受宮印」の取り扱いに際しては事細かな手順・作法・祭儀が付随しており、これらの印自体が神格化していた様子がうかがえる。印鑰社や伊勢神宮諸印の神格化がいつ頃まで遡り得るのかについては不明確であるが、官印の性格から見て、そこに付託されている権威自体に聖性が感じられた結果であろう。

私印が祭祀遺跡から出土しているケースも見受けられる。その最たるものが栃木県日光市男体山山頂遺跡出土から出土した11点の私印である(第11表-9~19)。男体山山頂遺跡からは鏡・鐙杖頭・法具・経筒・経巻頭・火打鎌・鏡像・鐙口・鈴鐸等の祭祀遺物と共伴して合計15点にのぼる銅印が出土しており、これらの印章が祭具・法具として埋納されたことは間違いない。

私印を神仏に奉納することの意味については、次のようないくつかの想定が可能であろう。まず第1に、私印自体が宝物であり、例え私印とは言え、家・個人レベルとしては権威が付帯されているわけであるから、それを神仏に捧げることは宝物・財物を奉納する行為に他ならないと言えるだろう。また第10

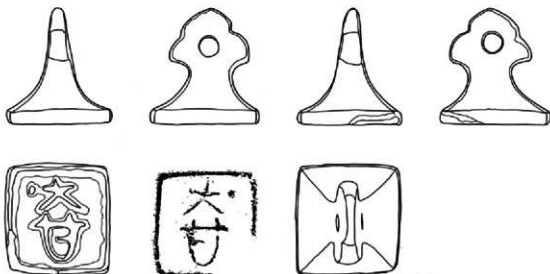
## V 考 察

表の私印押捺文書をみると、特に平安時代以降のものは土地・所領関係の文書が多い。それらに私印を押捺することによって、文書の発給主体者が土地や財物を寄進したり相手方に何かを命じたりした文面の保証を行ったわけである。私印を神仏に奉納する事によって、自分の土地・財物に関するすべての権限を神仏に委ねることを意味したとも考えられる。さらに瓦・粘土板・土器等に私印を押捺したものの印影が5例ほどあるが（第11表-38・55・56・81・85）、それら器物に私印を押捺することは、墨書・刻書土器と同様、集落内における祭祀行為に伴うものと考えられる。土器に記された文字は集団の標識的の文字と解釈できるわけであり、土器に文字を記す

行為は、日常什器とは異なる非日常の標識を施すことであり、祭祀に用いる土器を日常什器と区別し、疫神・祟り神・悪霊・鬼等を含んだ意味においても「神仏」に属する器であることを示したもので、神仏に対して祭祀の主体者を明示するものであったと考えられている。土器等に私印を押捺することについても全く同様の観点からの行為と言えるだろう。ただ、墨書・刻書土器の膨大な出土量に比べれば、私印押捺土器等はわずかに過ぎないので、それが極めて特異な事例であることには相違ない。印章は本来的には文書行政に直結するものであり、それを所持する者は最低限文書を書くことの出来る人物に限定されるからであろう。

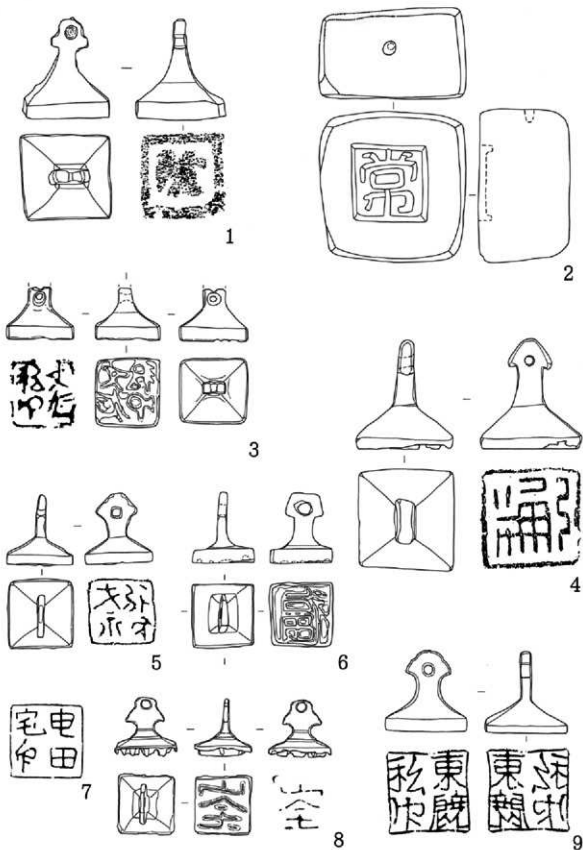
### 主要参考文献

- ・会田富康 『日本古印新覧』 宝雲社 1947。
- ・相羽 勝 『厚木市飯山出土の銅印』（伊勢原市教育委員会『文化財ノート』2）1992。
- ・安藤洋一 『厚木市飯山出土の銅印』（『横浜考古学年報』24・25）1982。
- ・大竹憲治 『歴史学』19 1986。
- ・大竹憲治 『古代印小論』（『いわき地方史研究』）1987。
- ・萩野三七彦 『印章』 吉川弘文館 1966。
- ・亀井正道 『男体山出土の銅印』（『MUSEUM』149 東京国立博物館）1963。
- ・瓦次 肇 『常陸の古印』（『歴史学』10）1988。
- ・木内武男編 『日本の古印』 二玄社 1964。
- ・木内武男 『印章』 柏書房 1983。
- ・木内武男 『印章』（『季刊考古学』18 雄山閣）1985。
- ・国立歴史民俗博物館編 『非文献資料の基礎的研究—古印—報告書 日本古代印集成』1996。
- ・角田文衛 『銘跡学とその周辺』（『季刊考古学』18 雄山閣）1985。
- ・寺西貞弘 『紀伊国造印をめぐる諸問題』（『和歌山市立博物館紀要』2）1987。
- ・田路正幸 『近江八幡市大手前・御所之内遺跡出土の銅印をめぐる』（『滋養文化財保護協会紀要』1993・男体山山頂遺跡調査団編『日光二荒山山頂遺跡調査報告書』 角川書店 1963。
- ・服部匡基 『内家私印について』（『古文書研究』6 吉川弘文館）1973。
- ・平川 南 『福島県岩瀬郡天栄村発見の銅印について』（天栄村教育委員会『志古山遺跡試掘調査報告』11）1987。
- ・北条朝彦 『「書」印試論—正倉院文書に見える印影の一つとして—』（『正倉院文書研究』3 吉川弘文館）1996。
- ・前沢和之 『飯田遺跡出土の銅印』（『財』群馬県埋蔵文化財調査事業団『飯田遺跡』1985。
- ・堀 徹 『大磯町馬場台遺跡出土の銅印についての覚書』（『大磯町史研究』3）1994。
- ・堀 徹 『墨書土器が語る在地の信仰』（『歴史学研究』621 1997）。
- ・堀 徹 『古代の私印について』（『国立歴史民俗博物館研究報告』63 1999刊行予定）

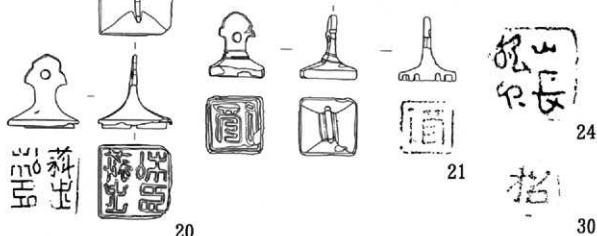
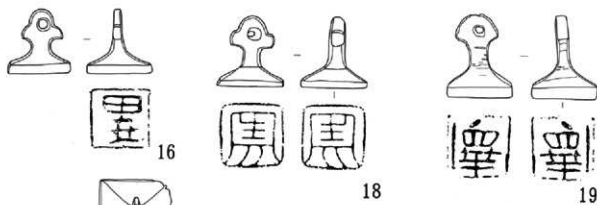
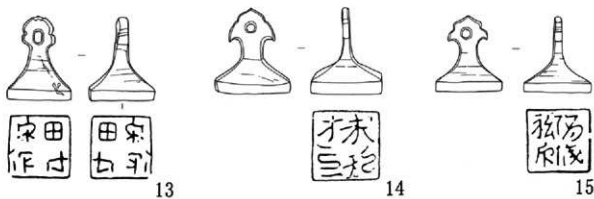
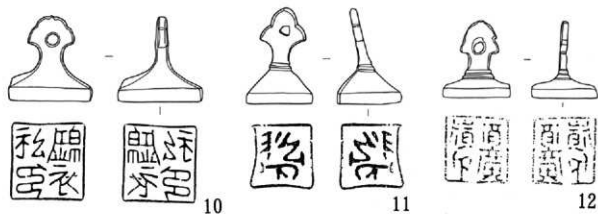


第606図 下芝五反田遺跡出土銅印図

5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印



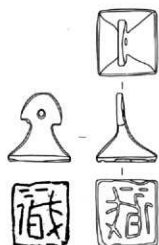
第607図 古代の私印現存例集成図(1)



第608図 古代の私印現存例集成図(2)



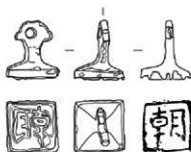
5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印



22



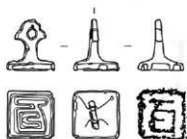
23



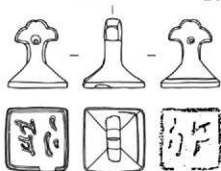
26



27



29



28



31



32



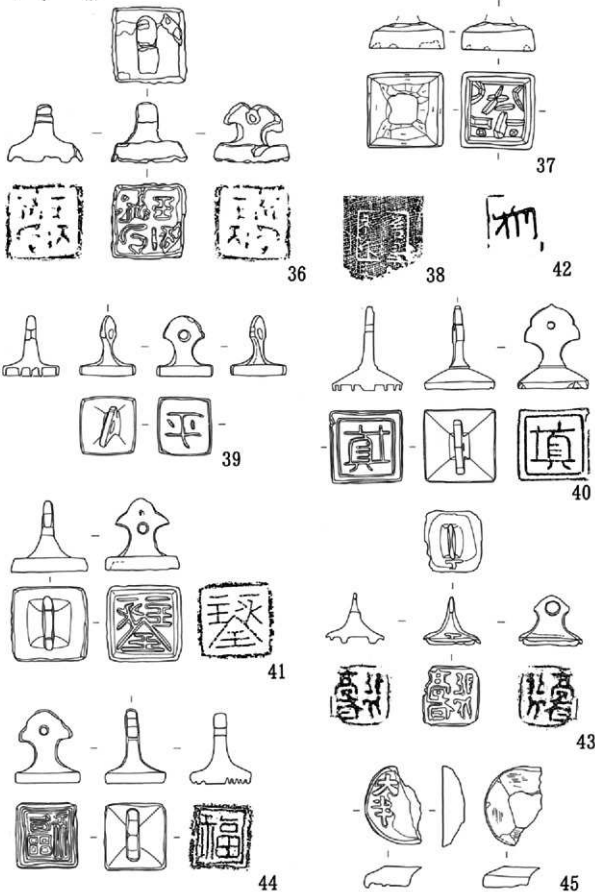
34



35

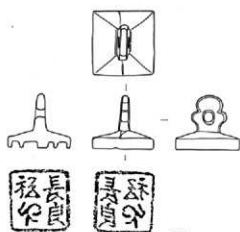
第609図 古代の私印現存例集成図(3)

V 考 察

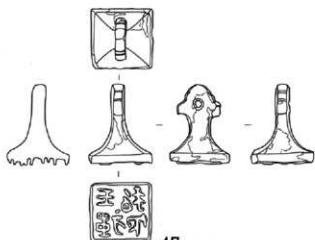


第610図 古代の私印現存例集成図(4)

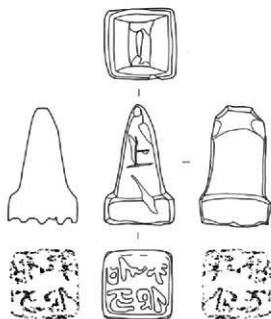
5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印



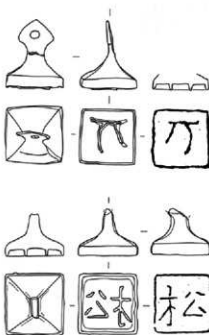
46



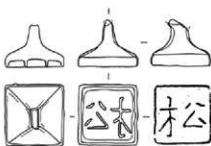
47



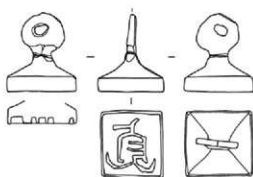
48



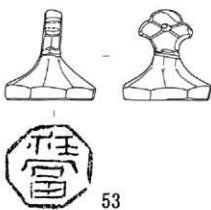
51



52



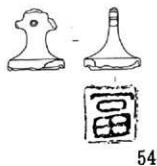
50



53

第611図 古代の私印現存例集成図(5)

V 考 察



54



55



57



58



56



60



62

59



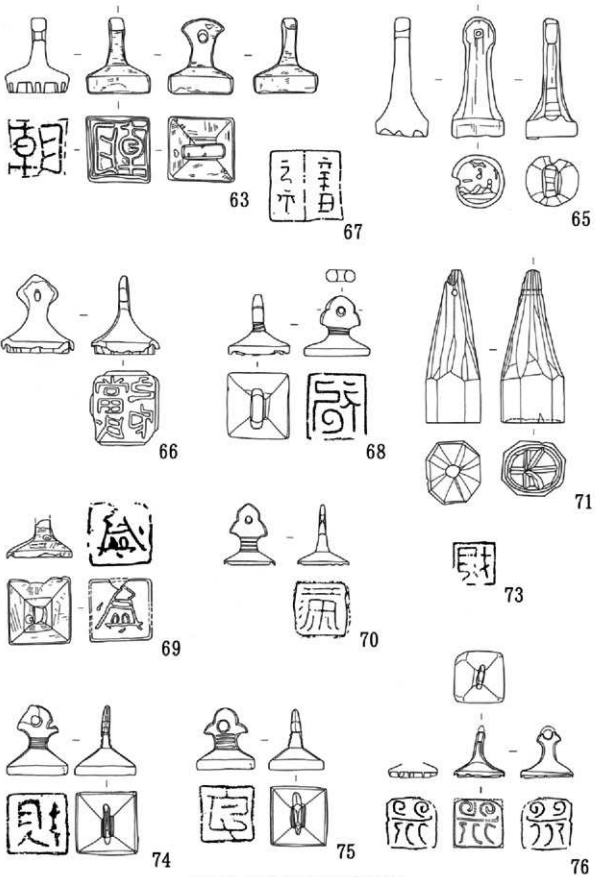
61



64

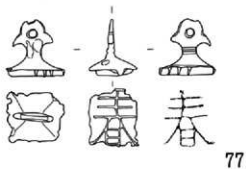
第612図 古代の私印現存例集成図(6)

5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印

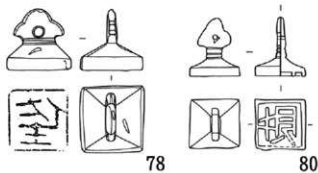


第613図 古代の私印現存例集成図(7)

V 考 察

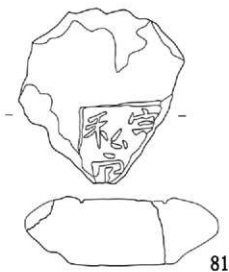


77

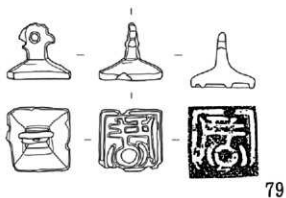


78

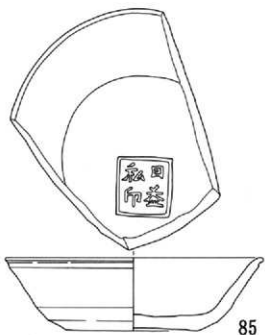
80



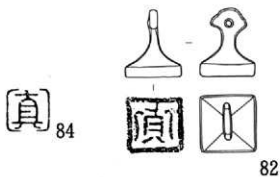
81



79

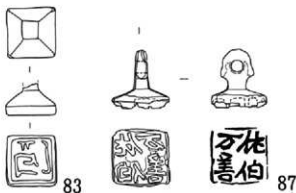


85



84

82

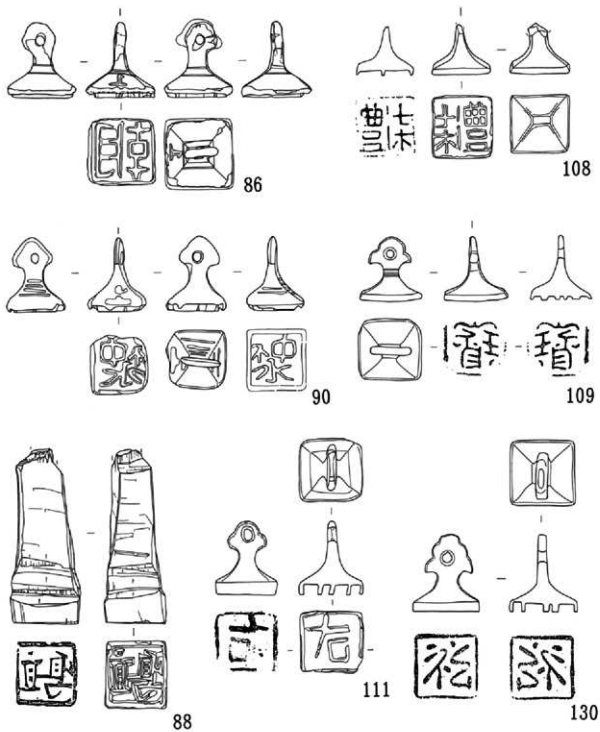


83

87

第614圖 古代の私印現存例集成図(8)

5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印



第615図 古代の私印現存例集成図(9)

V 考 察

第10表 古文書にみえる古代の私印

印文	文書名	押印文書年紀	法量cm	押印場所	数	文書所蔵場所
1 内家私印	檢加藤地論第1 # 第3 # 第15 判比量論巻卷	天平年間 # # 天平宝字4年(760)以前	方4 # # #	巻末 # # 鎌目裏 末尾表	1 1 1 4	宮内庁書録部 東京国立博物館 根津美術館 大谷大学
2 積善齋家	礼記玉藻義巻59 礼家立成	天平年間 天平16年(744)以降か	# 方4.3	巻末 紙裏鎌目裏巻末	1 11	早稲田大学 正倉院文物
3 桃	伊賀國阿拝郡柘植郷聖印宛券	天平勝宝元年(749)11月21日	方4.2	日下・自署	3	東南院文書3-1
4 書	追東寺司解 写書所解	天平勝宝2年(750)12月23日 天平勝宝3年(751)4月5日	方4.1 方4.1	日下 鎌目裏	1 3	正倉院文書別集15 正倉院文書正書6
5 生江息嶋	生江息嶋解	天平宝字3年(759)4月8日	方3.1	文面	55	正倉院文書正集6
6 鳥登名足	足羽郡書生鳥登名解	天平宝字3年(759)5月21日	方2.9	文面	22	正倉院文書正集6
7 丸足足人	丸足足人解 山背国久御郡□□郷戸主兼東 邊公解	天平宝字4年(760)3月19日 天平宝字4年(760)7月25日	方2.8 方2.8	文面 文面	30 22	正倉院文書拾遺70 個人 藏 正倉院文書続々修44-6
8 函師地守	函師地守解	天平宝字4年(760)3月20日	方2.9	文面	25	正倉院文書正集6
9 足万	調足万呂解	天平宝字4年(760)か	方3.1	文面	11	正倉院文書正集6
10 宮衣	石川宮衣手裏	宝龜3年(772)4月26日	径4	智頭・年月日各2	4	正倉院文書拾遺35 知恩 院藏
11 佐	佐伯留綱今毛人同真守速寄送 裁文	宝龜7年(776)3月9日	方3.3	文面	32	旧東南院文書隨心院藏
12 中臣之印	新理論巻6 残巻	大同元年(806)	方4.8	巻末	1	根津美術館
13 酒	酒入内親王家施入状	弘仁9年(818)3月17日	方5.5	文面	60	東南院文書
14 徳隠□□	僧臨終受法印信	承和9年(842)5月15日	方	文面	76	關城寺文書
15 實□私印	透江國受誓庄定文	貞觀18年(876)11月25日	方	文面	76	東南院文書5-3
16 □□□印	僧正聖宝起請文	延壽7年(907)2月13日	方	文面	11	醍醐寺三寶院
17 去邪行正	按察使藤原有実家藤原 按察使藤原有実家藤原 按察使藤原有実家藤原	延壽13年(913)3月23日 延壽13年(913)5月1日 延壽13年(913)8月29日	方 方 方	文面 文面 文面	18 33 26	東南院文書7-4 東南院文書4-1 東南院文書4-1
18 藤	右大臣藤原忠平家藤原	延壽20年(920)9月11日	6×3.9	方	37	東寺百合文書禮9
19 愛	源昇家領近江國土田在田地注 文	承平2年(932)1月21日	方	日下・題目	2	東寺百合文書禮8
20 加宅私印	#	#	方	文面	数	#
21 山常私印	薬師寺念弘堂藤 法隆寺金光院三昧堂藤	承保4年(1075)4月12日 承保4年(1075)4月12日	方 方	文面 文面	18 3	法隆寺文書 法隆寺文書
22 □□□□	前太政大臣平清盛家政所下文	治承3年(1179)11月	方	文面	4	藏島神社文書御判物帖

第11表 古代の私印の現存例(含、鑄型・刻印影)

番号	職文	法量 cm・g	鑄の形状	材質	印種	出土地・伝世地	文献
1	□	方4.4、現存高5.2、印側高0.52、重量215	否継有孔	青銅	陽刻	秋田県本荘市川口(採集)	1
2	常(鑄型)	方7.5			陽刻	福島県いわき市 善経地遺跡包含層中	2
3	丈木私印	3.4×3.3、印側高0.7、現存高2.8、重量105.9	有孔	青銅	陽刻	福島県天栄村 志古山遺跡(採集)	3
4	桶司	方5.1、現存高5.7	否継有孔	青銅	陽刻	茨城県水戸市 アラク遺跡(採集)	4
5	丈木私印	3.4×3.22、現存高3.7	否継有孔	青銅	陽刻	茨城県大宮町 小野遺跡(採集)	4
6	福	方3.3、現存高3.7	否継有孔	青銅	陽刻	茨城県鹿嶋市 神野山遺跡(II区 SB1365-1380)	4.5
7	中田宅印	方3.9、現存高4.4	否継有孔	青銅	陽刻	茨城県鹿嶋市 鹿嶋神宮(伝世)	4.5, 6, 7
8	岑	方3、現存高3	否継有孔	青銅	陽刻	栃木県国分寺町 下野国府跡(BP)区包含層)	8
9	東鏡私印	方4.3、現存高4.3	否継有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 二荒山神社(伝世、伝男体山頂出土)	9
10	陽衣私印	4.0×3.9、現存高3.8	否継有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 二荒山神社(伝世、伝男体山頂出土)	9
11	私印	方3.4、現存高4.8	否継有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 二荒山神社(伝世、伝男体山頂出土)	9
12	西廣留印	3.25×3.4、現存高4.85、重量53	否継有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10
13	田村家印	3.21×3.23、現存高4.2、重量97	否継有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10
14	球私印	3.55×3.65、現存高4.1、重量83	否継有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山頂遺跡	10



## 5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印

15	陽城私印 (安、世)	3.4×3.34、現存高3.7、重量75	否鋳有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山顶遺跡	10
16	田 □	3.21×3.1、現存高3.21、重量46	否鋳有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山顶遺跡	10
17	□□私印	方3.9、現存高4.1	否鋳有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山顶遺跡	10
18	生万	3.2×3.3、現存高3.56、重量60	否鋳有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山顶遺跡	10
19	澤	3.15×3.3、現存高4.24、重量75	否鋳有孔	青銅	陽刻	栃木県日光市 男体山山顶遺跡	10
20	真□私印	方3.9、現存高3.8	否鋳有孔	青銅	陽刻	栃木県小川町 梅倉遺跡	11
21	酒	方2.7、現存高3.3、印側高0.4	否鋳有孔	青銅	陽刻	群馬県前橋市 山王高寺跡 (包含層中)	10
22	濃	3.1×3.2、現存高3.5、印側高0.3	否鋳有孔	青銅	陽刻	群馬県前橋市 荒子小学校庭日遺跡 (3号住居跡床直)	12
23	物部私印	4.3×4.2、現存高2.4、印側高0.4 重量102.9	否鋳有孔	青銅	陽刻	群馬県高崎市 矢中村東遺跡 (小水路跡)	13
24	池長私印	方4、現存高1.5、印側高0.6	否鋳	青銅	陽刻	群馬県利根村 園原ダム水位観測所構内(採集)	14
25	大甘	方2.7、現存高3.1、印側高0.2 本報告書掲載	否鋳有孔	青銅	陽刻	群馬県安芸郡町 下芝五反田遺跡(平安時代水田跡土中)	15
26	朝	2.6×2.55、現存高3.1、印側高0.5	否鋳有孔	青銅	陽刻	群馬県夜野町 藪田遺跡	16
27	□ (銅蓋) (三、王、玉)	方3.6	否鋳有孔	青銅	陽刻	群馬県群馬町 上野園分寺・尼寺中間地域遺跡 (B区1号住居跡)	17
28	印	方3.2、現存高3.3、印側高0.3	否鋳有孔	青銅	陽刻	群馬県神倉町 蔵屋敷遺跡 (住居跡床直)	18
29	百	方2.4、現存高2.6、印側高0.4、重量16.9	否鋳有孔	青銅	陽刻	群馬県富岡市宇田 (採集)	16
30	世	方3	否鋳有孔	青銅	陽刻	群馬県中之条町 天神遺跡 (A区23号住居跡床直)	19
31	野	方3.5	否鋳有孔	青銅	陽刻	群馬県吾妻町上城築 (採集)	19
32	上	方2.8、現存高3.8、印側高0.7、重量67.9	否鋳有孔	青銅	陽刻	群馬県埴野町 保泉丸山遺跡 (H042号住居跡)	20
33	影	方3.3、現存高3.6	否鋳有孔	青銅	陽刻	群馬県玉村町 上飯島芝樹日遺跡 (包含層中)	20
34	矢作私印	3.2×3.3、現存高2.3	不明	青銅	陽刻	埼玉県行田市埼玉 (採集)	21
35	坂永私印	方3.4、現存高4.85	否鋳有孔	青銅	陽刻	千葉県八日市場市木俣津波谷 (採集)	22
36	王磨私印	3.84×3.9、現存高3、重量66.7	否鋳有孔	青銅	陽刻	千葉県八日市場市 朝台遺跡 (050号住居跡西壁上面)	23
37	□	3.85×3.8、現存高9	欠失	陶	陰刻	千葉県袖ヶ浦町 水吉台遺跡(106号住居跡)	24
38	若島私印 (平瓦刻印影)	方2.7		陶	陽刻	東京都国分寺市 武蔵国分寺跡 南大門付近 (採集)	25
39	平	方2.8、現存高3.2、印側高0.5、重量31.8	否鋳有孔	青銅	陽刻	神奈川県平塚市 構之内遺跡 第3地点 (12号住居跡壁際下層)	26
40	東	方3.7、現存高4.4、印側高0.3 重量64.85	否鋳有孔	青銅	陽刻	神奈川県大磯町 馬場台遺跡 (反澤土坑)	27
41	証	3.9、現存高3.6、印側高0.7	否鋳有孔	青銅	陽刻	神奈川県厚木市飯山 (採集)	28, 29
42	物	方2.8	否鋳有孔	青銅	陽刻	新潟県新潟市五十公野もしくは福島県いわき市平字板 (採集)	30, 31
43	高有私印	3×3.2、現存高2.5、重量26	否鋳有孔	青銅	陽刻	新潟県上越市 江向遺跡 (包含層中)	32
44	福	3.2×3、現存高3.6、印側高0.7 重量41.63	否鋳有孔	青銅	陽刻	石川県松任市 北安田北遺跡 (包含層中)	33
45	大伴□□	径 (4.2)、重量44	不明	青銅	陽刻	長野県長野市 篠ノ井遺跡群 (SB7109住居跡)	34
46	長良私印	3.32×3.22、現存高2.78、重量52.15	否鋳有孔	青銅	陽刻	長野県松本市 三間沢川左岸遺跡 (22号住居跡壁際)	35
47	王強私印	3×3.15、現存高4.05、印側高0.45 重量61.9	否鋳有孔	青銅	陽刻	長野県東茅渚市 更埴条里遺跡 (洪水堆積砂中)	36
48	伯万私印	方3.5、現存高6.2、重量83	鑄伏	石	陽刻	長野県佐久市 聖原遺跡 (住居跡)	37
49	物部權丸	方3.1、現存高2.6、印側高0.9	否鋳有孔	青銅	陽刻	長野県白田町磨川 (採集)	38, 39
50	貞	3.48×3.37、現存高3.94、印側高0.72	否鋳有孔	青銅	陽刻	静岡県袋井市 川田藤藏遺跡 (包含層中)	40
51	万	方3、現存高3.5、印側高0.49、重量38	否鋳有孔	青銅	陽刻	静岡県焼津市 道場田遺跡 (小土坑 G62)	41
52	松	方3.1、現存高2.4、印側高0.6、重量2.78	不明	青銅	陽刻	静岡県袋井市 坂尻遺跡 (包含層中)	42
53	弥富	4.4×4.6、現存高4.5、印側高0.7 重量142	否鋳有孔	青銅	陽刻	愛知県稲沢市 尾張国府跡 (包含層中)	43
54	富	方3、現存高3.2、印側高0.4、重量42	否鋳有孔	青銅	陽刻	愛知県稲沢市 尾張国府跡	44
55	寶 (須恵器杯、底部外面刻印)	方3.3		陶	陽刻	三重県明和町 富倉跡 (土坑 SK1370)	45
56	桑名因依 (須恵器杯、底部内面刻印)	方2.4		陶	陽刻	三重県東牟婁郡 榎坂遺跡 (包含層中)	46

V 考 察

57	神主石歌	方2.3、現存高2.8、印側高0.33	否	無孔	青銅	關西	三重県伊勢市荒木田家旧蔵(伝世)	47
58	巴西首印	方2.6、現存高3、重量31.88	否	無孔	青銅	關西	伝 三重県伊勢市荒木田家旧蔵(伝世)	47
59	舞	方3、現存高2.5、印側高0.8、重量67	否	無孔	青銅	關西	滋賀県大津市 大谷南遺跡(包含層中)	48
60	□	3.3×3.4、現存高4.5、印側高0.9 重量113.2	否	無孔	青銅	關西	滋賀県近江八幡市 大手前御所内遺跡(耕作痕)	49,50
61	乙貞	方3.3、現存高4.2、印側高0.7、重量75	否	無孔	青銅	關西	滋賀県守山市 服部遺跡(糸屋溝)	51
62	内真	方3.2、現存高3.7、印側高0.7、重量73.9	否	無孔	青銅	關西	滋賀県東栗町 辻遺跡(河邊副部小ピット)	52
63	朝	方3、現存高3.85、印側高0.85、重量86.5	否	無孔	青銅	關西	滋賀県高島町 鴨遺跡	53
64	里	3.3×2.8、現存高5.3、印側高1.2	否	無孔	木	關西	京都市 平安京西市跡	54
65	□	徑2.7、現存高61	否	無孔	木	關西	京都府向日市 長岡京左京118次(溝SD11806)	55
66	富氏之印	3.8×3.6、現存高4、印側高0.6、重量6.8	否	無孔	青銅	關西	大阪府能勢町 法運坂遺跡(包含層中)	56
67	辛丑之印	3.5×3.6、現存高4.6、印側高0.8 重量106	否	無孔	青銅	關西	大阪府堺市 大庭寺遺跡(包含層中)	57
68	私	3.3×2.9、現存高3.1、重量53.2	否	無孔	青銅	關西	兵庫県出石町 持快遺跡(包含層中)	58
69	益	3.1×3.2、現存高2.1、重量29	否	無孔	青銅	關西	兵庫県神戸市 下小名田遺跡	59
70	満	方2.6、現存高3.1、重量27	否	無孔	青銅	關西	兵庫県三田市 貴志下所遺跡(包含層中)	60,61
71	木	長径3.2、短径2.7、現存高7.9 印側高2.2~2.7、重量18.6	否	無孔	木	關西	奈良県奈良市 平城宮跡(第139次) (内藤外郭東大溝 SD2700)	62
72	道	方3	不明	無孔	木	關西	奈良県奈良市 平城京東1坊大路西側溝跡	63
73	財	方2.2、現存高2.8	否	無孔	青銅	關西	鳥取県東伯町 富尾高寺	64
74	財	方3.3、現存高3.5、印側高0.5	否	無孔	青銅	關西	鳥取県名和町名和神社(伝世)	65
75	良	方3、現存高3.1、印側高0.5	否	無孔	青銅	關西	鳥取県本町大塚(採集)	65
76	□	2.8×2.7、現存高2.4、印側高0.4 重量24	否	無孔	青銅	關西	鳥取県松江市 善沢A遺跡	66
77	春	現存高3、重量25	否	無孔	青銅	關西	鳥取県松江市 出雲国府跡(採集)	67
78	佐	方3.4、現存高3.1、印側高0.6	否	無孔	青銅	關西	鳥取県安来市土山(採集)	65
79	□	方3.2、現存高2.8、印側高0.4、重量40	否	無孔	青銅	關西	岡山県倉敷市 菅生小学校南山遺跡(包含層中)	68
80	財	方2.6、現存高3、印側高0.5、重量30	否	無孔	青銅	關西	岡山県落合町 洞内遺跡(包含層中)	69
81	赤口私印 (粘土板刻 印影)	方4.2	否	無孔	青銅	關西	山口県山口市 周防御鏡司跡(第III層中)	70
82	貞	方2.8、現存高3.5、印側高0.6、重量35.9	否	無孔	青銅	關西	香川県善通寺市 中村遺跡(溝 SD02)	71
83	酒	2.6×2.5、現存高1.6、印側高0.5 重量30.4	不明	無孔	青銅	關西	香川県善通寺市 野田院跡	72
84	真	方3	否	無孔	青銅	關西	香川県平川村字田井井屋敷(採集)	73
85	日益私印 (土器刻印)	方3	否	無孔	青銅	關西	福岡県甘木市 宮原遺跡(31号土坑)	74
86	朝	3.4×3.5、現存高3.85、印側高0.35 重量62.2	否	無孔	青銅	關西	福岡県久留米市 古賀日蓮遺跡(土坑)	75
87	佐伯万善	2.94×3、現存高2.98、印側高0.68	否	無孔	青銅	關西	福岡県大宰府市 御堂川南上跡跡(包含層中)	76
88	直嶋	3.4×3.2、現存高3.85、印側高0.35 重量62.2	四角	鑄状	木	關西	福岡県大宰府市 大宰府史跡 (第170次調査)(井戸跡)	77
89	高	3.1×2.7、現存高2.7	否	無孔	青銅	關西	福岡県大宰府市 筑前国分寺跡(溝状遺構SX030)	78
90	神水	3.06×3、現存高3.85、印側高0.3	否	無孔	青銅	關西	福岡県柳井町 塚原遺跡(群状遺構)	79
91	今福私印	方3、現存高3.5、重量61.87	否	無孔	青銅	關西	来歴不明・個人蔵	80,81
92	曾古私印	方3.1、現存高3.3、重量44.62	否	無孔	青銅	關西	来歴不明・個人蔵	80,81
93	私福私印	方2.6、現存高3.4	否	無孔	青銅	關西	来歴不明・個人蔵	80,81
94	直渡	3.5×3.3、現存高2.9	否	無孔	青銅	關西	来歴不明・個人蔵	80,81
95	財印	3.1×2.8、現存高3.5	否	無孔	青銅	關西	来歴不明・個人蔵	80
96	幸	方2.7、現存高2.4、重量30	否	無孔	青銅	關西	来歴不明・個人蔵	80,81
97	石	方4.2、現存高4.2	否	無孔	青銅	關西	来歴不明・個人蔵	80
98	嶺	方3.1、現存高3.3	否	無孔	青銅	關西	来歴不明・個人蔵	80
99	常	方3.6、現存高3.3、重量47.25	否	無孔	青銅	關西	来歴不明・個人蔵	80,81
100	廣	方3.1、現存高3、重量28.87	否	無孔	青銅	關西	来歴不明・個人蔵	80,81
101	椿	方3.3、現存高3.9、重量58.12	否	無孔	青銅	關西	来歴不明・個人蔵	80,81
102	雄	方2.5、現存高2.7、重量33.75	否	無孔	青銅	關西	来歴不明・個人蔵	80,81
103	財	方2.8、現存高2.7、重量25.12	否	無孔	青銅	關西	来歴不明・個人蔵	80,81
104	財	方3、現存高2.7、重量32.25	否	無孔	青銅	關西	来歴不明・個人蔵	80,81
105	誓	方2.85、現存高3	否	無孔	青銅	關西	来歴不明・個人蔵	80,81

## 5. 下芝五反田遺跡出土の銅印と日本古代の私印

106	福印	方2.9、現存高3.3	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80
107	□	方2、現存高2.9、重量15	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80, 81
108	漆盤	3.1×3.05、現存高2.3、印側高0.5 重量45.06	不明	青銅	陽刻	来歴不明・奈良市大和文華館蔵	80, 82
109	寶	3.3×3.2、現存高3.3、印側高0.5 重量41.11	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴不明・奈良市大和文華館蔵	80, 82
110	私	3.4×3.5、現存高4、印側高0.5 重量72.85	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴不明・奈良市大和文華館蔵	80, 81, 82
111	右	方2.3、現存高3.8、印側高0.7 重量61.55	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴不明・奈良市大和文華館蔵	82
112	刑氏私印	3.3×3.4	舌鋸有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
113	土全私印	方3.2、現存高4.3	舌鋸有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	80
114	渾守私印	方3.5	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
115	有口私印	方3.9	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81, 83
116	上讀私印	方3.7	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	84, 84
117	松開私印	方3、現存高3.3、重量69.52	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81
118	大遼之印	方3.6	舌鋸有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81
119	宗貞口印	方3.7	舌鋸	青銅	不明	来歴・現所在不明	84
120	宗茲丸印	方3.7	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81, 84
121	有田之印	方3.2	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
122	大明府印	方3.3	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81
123	大□口印	3×2.7	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
124	他印口印	方3.7	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
125	曉月	方3.4	舌鋸有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81, 83, 84
126	常寛	方3.7	舌鋸有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81
127	常	方3	不明	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81, 85
128	廣	方3.5	舌鋸有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81
129	中	方2.4	舌鋸有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	81
130	私	方3.5、現存高3.3、重量49.87	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81, 84
131	財	方2.6、現存高3、重量35.25	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81, 84
132	私	方2.8、現存高3.2、重量30	舌鋸無孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81, 84
133	安	方3、現存高4	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81, 84
134	治	方3、現存高2.7、重量33.37	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴・所在不明	81, 84
135	経	方3	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81
136	浜	方3.3	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81, 84
137	福	方3.5、現存高3.7	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81, 84
138	千	3×3.1	舌鋸有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83, 85
139	貞	方2.4	舌鋸有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
140	直	3.6×3.8	舌鋸有孔	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	81
141	直	方3	不明	青銅	陽刻	来歴・現所在不明	85
142	實	3.1×2.9	舌鋸有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
143	生	方2.2	舌鋸有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
144	生	方2.2	舌鋸有孔	不明	陽刻	来歴・現所在不明	83
145	福高私印	方3.8、現存高4.2、重量127.12	舌鋸無孔	青銅	陽刻	来歴不明・個人蔵	80, 81

- 文献 1 富樫幸時 「本荘市川口発見の銅印について」〔龍胆〕62 1962
- 2 櫻村友延・吉田生哉 「福島県善託地遺跡」〔日本考古学年報〕40 1987年度 1989
- 3 天栄村教委 「志高山遺跡発掘調査報告」II 1987
- 4 瓦次郎 「常陸の古印」〔聚泉史考〕10 1988
- 5 鹿島町(当時)教委 「神野内遺跡VI 昭和60・61年度発掘調査概報」1987
- 6 大嶋善雄 「官幣大社鹿嶋神宮宝物圖説」1939
- 7 豊崎卓 「鹿島神宮の古銅印」〔郷土文化〕4 1963
- 8 群馬県文庫事業団 「下野国府跡II 資料集」1986
- 9 岡田謙 「男体山の出土品」〔日光 その美術と歴史〕1961
- 10 男体山山頂遺跡調査団 「日光二荒山山頂遺跡調査報告書」1963
- 11 前橋市教委 「山王庵寺第5次発掘調査報告書」1979
- 12 前橋市教委 「荒子小学校校庭II・田遺跡発掘調査報告書」1990
- 13 高崎市教委 「矢中遺跡群VII 矢中村東遺跡」1984
- 14 富田篤・水田徳 「利根村で発見された古代銅印」〔群馬文化〕198 1984
- 15 高島英之 「下芝五反田I遺跡の調査」〔群馬文化〕1995
- 16 群馬県埋文事業団 「飯田遺跡」1985
- 17 群馬県埋文事業団 「上野国分僧寺・尼寺中間地域」4 1990
- 18 飯島克己 「鎌倉町蔵原敷遺跡出土の銅印」〔群馬考古学手帳〕3 1992
- 19 中之条町歴史資料館 「常説展示案内」1995
- 20 群馬県教委 「群馬発掘発見前編」1996
- 21 埼玉県史編纂室 「埼玉県史通史編I 原始古代」1987
- 22 八日市場市教委 「八日市場市文化財調査報告書II 金石文編」1979
- 23 飯塚地区内遺跡調査団 「飯塚遺跡群発掘調査報告書 第四分冊」1986
- 24 若津都市埋文センター 「永吉台遺跡群」1985
- 25 田熊信之・天野茂編 「宇野信四郎蒐集古瓦集成」1994
- 26 平塚市教委 「横之内遺跡出土の銅印について」1994

V 考 察

- 27 高島英之 「大磯町馬場台遺跡出土の銅印についての寛書」〔『大磯町史研究』3 1994  
 28 安藤洋一 「厚木市飯山出土の銅印」〔『機原質考古学会年報』24・25 1982  
 29 相羽勝 「厚木市飯山出土の銅印」〔『文化財ノート』2 伊勢原市教委 1992  
 30 前田康雄 「いわき市平坂町出土と伝えられる物字古銅印について」〔『福島考古』22 1981  
 31 大竹憲治 「いわき市平坂町から出土したとされる物の銅印をめぐる」〔『古瓦』5 1981  
 32 新潟日報 1992.7.14付記事  
 33 松任市教委 「松任市北田北遺跡」II 1990  
 34 長野県埋文センター 「年報 6 1989」1990  
 35 松本市教委 「三間沢川左岸遺跡」I 1988  
 36 長野県埋文センター 「長野県埋文センター年報10 1993」1994  
 37 佐久市埋文センター 「聖原遺跡 I 発掘調査概報」1990  
 38 宮下健司 「長野県における江戸時代の考古学史」〔『信濃』40-2 1988  
 39 宮下健司 「金工」〔『長野県史美術建築資料編 I 美術工芸』1992  
 40 静岡新聞 1994.12.17付記事  
 41 焼津市教委 「焼津市埋文文化財発掘調査概報」III 1984  
 42 袋井市教委 「一般国道 1 号袋井バイパス埋文文化財発掘調査報告書坂元遺跡第 2 次調査」1982  
 43 福沢市教委 「尾張国府跡発掘調査報告書」V 1983  
 44 福沢市教委 「尾張国府跡発掘調査報告書」VI 1984  
 45 富岡調査事務所 「三重県富岡調査事務所年報」1979 1980  
 46 三重県埋文センター 「一般国道475号東海環状自動車道埋文文化財発掘調査概報」I 1995  
 47 村田氏美 「古銅印記」〔『伊勢郷土史』3 1973  
 48 大津市教委 「埋文文化財包蔵地分布調査報告書」III 1992  
 49 滋賀県教委 「大子前・御所内遺跡」1992  
 50 田路正幸 「近江八幡市大子前・御所内遺跡出土の銅印をめぐる」〔『滋賀県文化財保護協会研究紀要』6 1993  
 51 滋賀県文化財保護協会 「服部遺跡発掘調査概報」1979  
 52 滋賀県文化財保護協会 「滋賀埋文ニュース」89 1987  
 53 高島町教委 「高島町歴史民俗叢書 2 鶴遺跡」1980  
 54 京都市埋文研 「平安京跡発掘資料選」1980  
 55 京都府埋文センター 「京都府遺跡調査概報」15 1985  
 56 大阪府教委 「法蓮坂遺跡発掘調査概報」1988  
 57 大阪府埋文センター 「摂津泉発掘資料選」1995  
 58 出石町教委 「神狭遺跡内田地区発掘調査概報」1995  
 59 村尾政人 「神戸市下小名田遺跡出土の官衙的遺物」〔『のじぎく文化財だより』1 1992  
 60 三田市教委 「兵庫第三田市文化財調査報告」5 1988  
 61 高島信之 「兵庫第三田市下遺跡出土の印章について」〔『古代学研究』110 1986  
 62 宗文研 「木器集成図録 近畿古代編」1985  
 63 宗文研 「平城宮発掘調査部発掘調査概報1994年度」1995  
 64 鳥取県埋文センター 「歴史時代の鳥取県」1989  
 65 岸本町教委 「大寺庵寺第 4 次発掘調査報告書」1977  
 66 松江市教委 「露沢 A 遺跡・露沢 B 遺跡・別所遺跡発掘調査報告書」1988  
 67 島根県教委 「島根県文化財調査報告書」5 1968  
 68 岡山県古代古蹟文化財センター 「岡山県埋文文化財発掘調査報告」81 1993  
 69 岡山県教委 「岡山県埋文文化財発掘調査報告」11 1976  
 70 山口市教委 「瀬防跡銭同跡」1978  
 71 香川県教委 「四国横断自動車道建設に伴う埋文文化財発掘調査報告」1 1987  
 72 香通寺市史編纂室 「香通寺市史」1 1977  
 73 上原圭一 「讃岐訪古小録 (1)」〔『考古学雑誌』14-1 1923  
 74 九州史学会 「九州史学」60 1986  
 75 日本経済新聞 1993.7.22付記事  
 76 福岡県教委 「福岡南バイパス間埋文文化財調査報告 3 筑紫郡大町所在御笠川南条遺跡 (2)」1976  
 77 九州歴史資料館 「大宰府史跡 平成 7 年度発掘調査概報」1996  
 78 太宰府市教委 「筑前国分寺跡」1996  
 79 穂波町教委 「穂波町文化財調査報告書 9 穂波地区遺跡群 福岡県嘉穂郡穂波町大字高田所在遺跡群の調査」1994  
 80 木内武男 「日本の古印」1964  
 81 会田富康 「日本古印新説」1947  
 82 大紅文華館 「大紅文華館所蔵品目録」5 1976  
 83 松平定信 「集古十種」  
 84 木内武男 「日本古印集成」〔『MUSEUM』149 1963  
 85 長谷川龍年 「秘奥印譜」1992

## 6. 下芝五反田遺跡出土鏡像について

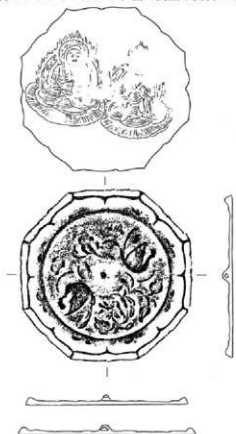
東京芸術大学名誉教授 中野政樹

鏡像は、浅間山B軽石層上面から鏡面を上に向けて出土。出土状態は、堂宇状の建物遺構の中ほどから出土していることからこの遺構に伴っていると考えられている。瑞花双鳥八棱鏡の鏡面に二体の仏像が毛彫りであらわされる。

瑞花双鳥八棱鏡は、径9.9cm重量73.3gで、背面に二羽の鳥、その間にそれぞれ瑞花（想像上の花）の文様が配される。一方の瑞花の文様は、特に葉が翻りを見せるなど抑揚のある文様も見られるが、双鳥等は錆上りの悪い部分のみみられ文様は不鮮明である。瑞花は、上下対象で鏡の縁に向かって弧を描くように広がる。全体に文様が不鮮明な部分があり、踏み返し、男体山出土八棱鏡にあるように同じ鋳型から複数製作したためと考えられる。編年研究は、少ないが、11世紀後半ごろから12世紀にかけての作例と考えられる。鏡面は、よく磨かれ、また鏡全体に錆化が少ないのは銅の質が優秀なためである。二体仏像が毛彫りであらわされる。一部に繊細な表現も見られるが、印相や衣襷の表現等に乱雑な箇所があり、途中で止められ内側に彫り直した線が見られる。総じて優秀な毛彫りではない。二体の仏像の一体は定印を結ぶ阿彌陀如来であり、一体は比丘形で与願印、施無畏印を表すようであるが、通例の地藏菩薩の印相とは異なる。二体の仏像の表現で最も特異なのは、双方とも蓮華座に乗らないことである。天部がの毛せん座やくご座や、鏡像にも見られるが神像の座す円座状の座とも考えられるが、荷葉座とも考えられる。荷葉座は本来如来に至らない仏が座すもので、如来形で荷葉座に座すのは胎藏界曼陀羅の平安初期の図蔵には見られるが特異な表現である。神仏習合思想の早いころに神が仏法に帰依する記録に現れるが、悟りを開く神の姿として荷葉座に座す如来として神が描かれたとも解釈される。鏡像の成立には、天台宗が深くかかわっているとされる

が、群馬県において神仏習合思想形成時期の具体的な姿のしられる貴重な絵画資料でもある。

鏡胎と線刻とは、時期的にさほどの隔たりはないと考えられるが、乱雑な毛彫りである点は時代が降下する可能性のあるところである。群馬県内の鏡像は、榛名神社、辛科神社などに優品が残るが、下芝五反田出土鏡は、県内最古級の資料である。一つの鏡像に二体の仏像が表されるのは、下芝五反田出土鏡が全国唯一の作例であり、鏡像にあらわされる仏像の体数を考える上でも甚だ貴重な鏡像である。以上、下芝五反田出土鏡像は県内最古級の資料であること、群馬県の神仏習合形成の具体的な姿の見られる貴重な絵画資料であること、一つに鏡に二体の仏像が彫られていること、表現について図像的に特異な表現がみられることから、甚だ貴重な資料である。



第616図 下芝五反田遺跡出土八棱鏡圖



## VI 科学分析

### 1. 群馬県下芝五反田遺跡出土の 和鏡、銅印、和同開珎に対する科学的調査

奈良国立文化財研究所 村上 隆

#### (1) はじめに

群馬県下芝五反田遺跡から出土した銅製遺物には、和鏡、銅印、和同開珎が認められ、中世期の遺跡として貴重な遺物が含まれている。特に、和鏡は出土当初から鏡面に仏とみられる像が線刻されていることは確認できたが、表面に取り付いたさび混じりの土砂によってその全貌はわからなかった。この鏡に対して慎重な保存処理をおこなうことによって二体の仏像が彫られているというこれまでに類をみないたいへん珍しい鏡であることがわかった。また、銅印や和同開珎に対しても科学的な調査をおこなったので、本報ではそれらの調査結果を報告するとともに、若干の考察を加える。

#### (2) 和鏡

##### (a) 鏡像の確認と保存処理

下芝五反田遺跡から出土した和鏡は、形状と鏡背の文様から「瑞花双鳥八稜鏡」という形式を持ち、平安時代末、11～12世紀に製作されたと考えられる。出土地は浅間山火山灰層に覆われており、鉄分が非常に多い土壌とみられる。鏡の表面にも土中の鉄分が非常に強固に吸着しており、鉄さび混じりの土砂に覆われた鏡面に線刻された鏡像は仏像らしきものが確認されるものの全体像がよくわからない状態であった（写真2）。

鏡面を覆う鉄さび混じりの土砂はたいへん強固に付着しているため、グラインダーなどで機械的に除去すると、行き届いた研磨が施されているオリジナルな鏡面を傷つけることになるので極力避けることにした。表面に付着した土砂を柔らかくするために、鏡をメチルアルコールの中に静かに浸けおき、竹串

などで表面を突く程度にしてできるだけ自然に土砂が落ちるようにした。そして、これ以上おこなうとオリジナルな鏡面を損傷してしまう直前までの作業を根気よく繰り返した。現時点では、鏡像が二体の仏像であること、左側の一体が阿彌陀如来であることまでは確認できたが、残念ながら右側の一体は顔の部分がまださびに覆われているため仏像の種類まで確定できていない（写真3）。クリーニングの手法を含めて今後の課題とした。

なお、鏡像の線刻を確認するため、X線ラジオグラフィ（X線透過撮影）をおこなったが、鏡の内厚に対して線刻の深さが浅いためこの方法では鏡像をとらえることはできなかった。

クリーニング後、保存処理をおこなった。さびの進行を抑制するためにベンゾトリアゾール0.3%アルコール溶液を塗布し、アクリル樹脂（バラロイド B723%アルコール溶液）を含浸した。



写真2 八稜鏡出土時写真



写真3 八棱鏡処理後鏡面写真

## (b) 材質

和鏡の材質を探索するために、非破壊的手法による蛍光X線分析をおこなった。用いた装置は、テクノス製微小領域分析用蛍光X線分析装置 TREX640S(エネルギー分散型)。ターゲットは、モリブデン(Mo)。分析条件は、電圧40kV、管電流0.3mA、コリメーター1mmΦ、測定時間200秒。測定は、標準試料を用いた半定量分析システムによる。

この装置は、X線照射面積を小さく絞って設定し、狙った場所を分析できる利点がある。しかし、基本的に非破壊的な分析のため、表面に付着した異物や表面の変質層などからの情報も含んでしまうことになり、得られた分析値がオリジナルな成分情報を反映しているものとは言い難い。この点に注意して分析値を読み解く必要がある。

下芝五反田遺跡から出土した瑞花双鳥八棱鏡を分析した結果を第12表に示す。先にも述べたがこの遺跡の土壌には鉄分が多いため、鏡の表面からも鉄が多量に検出される。分析は、鏡面2箇所、鏡背1箇所に対しておこなった。鏡のオリジナルな成分としては、主成分は銅であるが、副次成分としてスズとともに鉛も多量に含んでいることがわかる。また、ヒ素も数%含まれ、微量ながら銀およびアンチモンも検出された。銅合金のタイプとしては、(銅-スズ-鉛-ヒ素)タイプに分類される。鏡の成分としては、中世期の和鏡にみられる鉛が多くなる傾向がみられる。



第617図 レーザー顕微鏡による鏡面の整痕の観察



## 1. 群馬県下芝五反田遺跡出土の和鏡、銅印、和同開珎に対する科学的調査

### (c) 鏡像の線刻

下芝五反田遺跡から出土した瑞花双鳥八稜鏡の鏡面に線刻された鏡像は、細い型（たがね）で二体の仏像を彫り込んだものである。図像学的にみてもたいへん興味あるものであるが、中世期における型痕を詳しく観察するにもよい資料である。

型痕の深さや幅を非破壊的手法によって探るために、レーザー顕微鏡を用いて観察した。用いた装置は、オリンパス製走査型レーザー顕微鏡 LMA4000S である。レーザー顕微鏡の観察により、型痕として、深さ50~100 $\mu$ m、幅100~150 $\mu$ m程度の溝が刻まれていることがわかった（第617図）。また、表面に型があたった溝の縁は、型があたったことにより微妙に凸に張り出していることが確認できた。このように、レーザー顕微鏡は、肉眼では観察することが困難である微妙な細部まで細く観察できるため、これまでこの手法では認められなかった情報を得ることができる。

### (3) 銅印

瑞花双鳥八稜鏡のほかに、下芝五反田遺跡から出土した銅製品で注目されるのは銅印である。印影は、「犬甘」。（写真4）

この銅印の成分を、瑞花双鳥八稜鏡と同じく表1に示した。分析方法、装置などは、瑞花双鳥八稜鏡に準ずる。分析は2箇所おこなった。やはり、土中からくると考えられる鉄分の吸着が多く、分析値にも多くの鉄の検出をみる。主成分の銅に対して、副成分としてのスズと鉛がほとんど認められず、代わりにヒ素が副成分の役割を成しているのが特徴である。（銅-ヒ素）タイプと考えてよい。また、微



写真4 銅印写真

量の銀、アンチモン、ビスマスが含まれている。

表面の印影部に赤色の残留がわずかに認められるが、分析の結果、鉄成分しか検出されず、印肉としては水銀朱ではなく鉄系硫化物（おそらくベンガラ）が用いられたものと考えられる。

### (4) 和同開珎

他に注目される銅製遺物として和同開珎の存在が挙げられる。下芝五反田遺跡から出土した和同開珎は一枚であるが、群馬県の他の遺跡からこれまで出土した二枚の和同開珎と同様に分析した（第618図）。

結果を表1に示した。下芝五反田遺跡から出土した和同開珎は、他の遺物同様、土中の鉄成分の吸着が著しいため鉄の検出が顕著である。分析値からはスズの値が高いが、オリジナルの成分は、銅を主成分、スズを副成分とする、いわゆる青銅に、鉛、ヒ素が含まれるものとみられる。他にアンチモンとビスマス、微量の銀を含む。（銅-スズ-鉛-ヒ素）タイプと考えられる。

熊野堂遺跡から出土した和同開珎は、分析値からわかるようにスズがほとんど含まれず鉛がたいへん高いことが特徴である。また、含まれるヒ素の量もかなり高い。他にアンチモン、銀が微量に含まれる。（銅-鉛-ヒ素）タイプである。

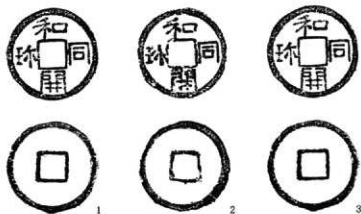
白井二位屋遺跡出土の和同開珎は、銅-スズ系ではあるが、鉛、ヒ素もある程度の量含まれている。また、ビスマス、さらに微量のアンチモンと銀が含まれる。これは、（銅-スズ-鉛-ヒ素）タイプである。

以上、群馬県から出土した和同開珎の分析についてその分析結果を報告したが、分析値はそれぞれかなりのずれがあり、和同開珎としてまとめた方向性があるわけではない。これは、これまで分析してきた和同開珎の結果とも矛盾しない。すなわち、同じく和同開珎といっても、その成分にはバラツキが大きく、和同開珎の銭紋のタイプとの相関が一義的に決められるものではないことを語ってくれてい

## VI 科学分析

る。しかし、含まれる成分によって地域性、時代性を考察しようという試みもおこなっている。いずれ

にしろ、今後も継続的に分析データを蓄積していくことが必要となってくるだろう。



- 1 下芝五反田遺跡出土
- 2 熊野堂遺跡出土
- 3 白井二位屋遺跡出土

第618図 分析和同開珎拓影図

### (5) まとめ

群馬県下芝五反田遺跡から出土した銅製遺物を中心に、科学的調査の結果をまとめた。下芝五反田遺跡から出土した遺物は、和鏡や銅印、さらには和同開

珎と、バラエティーに富んでいる。今後中世初期の銅製品を考える上で貴重な資料となるものと考えられる。

第12表 下芝五反田遺跡出土遺物に対して行った非破壊的手法による蛍光X線分析の結果

	銅 (Cu)	スズ (Sn)	鉛 (Pb)	ひ (As)	素	銀 (Ag)	アンチモン (Sb)	ビスマス (Bi)	鉄 (Fe)
①	鏡面1	32.8	26.4	17.8	8.1	0.8	0.7	—	13.4
	鏡面2	36.6	21.0	21.9	10.9	0.7	0.5	—	8.7
	鏡背(鉄さび上)	44.5	7.6	10.1	2.2	0.2	0.3	—	35.1
②	銅印1	76.7	—	0.4	7.5	0.6	1.3	1.7	11.8
	銅印2	70.1	—	0.5	11.8	1.0	1.9	2.1	12.5
③	下芝五反田	7.9	48.8	3.4	4.6	0.4	1.9	1.6	31.6
	熊野堂	23.4	0.4	58.0	16.6	0.1	0.2	—	1.2
	白井二位屋	62.5	16.6	3.4	7.8	0.3	1.0	4.0	4.4

①環花双鳥八種鏡 ②「大甘」銅印 ③和同開珎

### 参考文献

- (1) 村上 隆 「草戸千軒町遺跡出土の鏡の材質について」『草戸千軒町遺跡発掘調査報告Ⅱ—北部地域南半部の調査—』(1994) 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所編
- (2) 村上 隆 「飛鳥藤原地域で出土した銅、青銅、金銅製品」『奈良国立文化財研究所年報 1996』(1997)



群馬県埋蔵文化財調査事業団

調査報告第 250 号

## 下芝五反田遺跡—奈良平安時代以降編—(第2分冊)

北陸新幹線地域埋蔵文化財発掘調査報告書第 6 集

---

1999年(平成11年)3月20日 印刷

1999年(平成11年)3月25日 発行

編集・発行／群馬県埋蔵文化財調査事業団

〒377-8885 勢多郡北碓村大字下箱田784番地の2

電話 (0279) 52-2511 (代表)

印刷／朝日印刷工業株式会社

---